昭島市地域福祉計画

平成３１年３月

昭島市

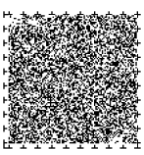

はじめに

近年、我が国では、高齢化や人口減少が進み、社会構造の変化から人と人のつながりも希薄化し、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきました。そこで、国では、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げ、さまざまな取組を進めています。

人生における様々な困難に直面した場合でも、人のつながりあいの中で、互いが配慮し存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができます。この支え合いが、誰もが役割を持ち、日々の暮らしに安心感と生きがいを得ることにつながります。今後の我が国は、このようなつながりを再構築することが必要となっています。

この考えに基づき、地域の方々の力をつなぎ、こまかなところへもあたたかな視線と支え合いをいきわたらせる、豊かな地域社会を実現する計画として本計画は策定されました。また、本市において課題となっておりました、生活困窮者自立支援計画とバリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針を一体化して規定する計画ともなっております。

本計画では、基本理念を「支え合いの輪が広がり　笑顔で暮らし続けられるあきしま」といたしました。

この理念の実現に向け、本計画を基本に、市民の皆様と手を携え、さらに連携を密にしながら、各種の取組に努めてまいります。

計画の策定にあたり、市民アンケート、市民ワークショップやパブリックコメント等を通じて、多くの市民の皆様のご意見とご協力をいただきました。また、「昭島市地域福祉計画審議会」の委員の皆様をはじめ、様々な方々に多大なるご尽力も賜りました。最後となりますが、皆様方のご支援、ご協力に心から感謝を申し上げます。

平成 31 年３月

昭島市長
臼井伸介

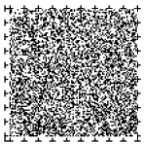

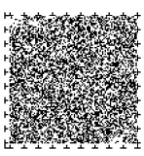

【目次】

第1章　地域福祉計画について……1

１　計画策定の背景……2
２　計画の位置付け……7
３　計画期間……8

第2章　地域福祉をめぐる市の現状と課題……9

１　人口と世帯の状況……10
２　子ども・家庭の状況……13
３　高齢者の状況……16
４　障害のある人の状況……19
５　生活に困難を抱えている人の状況……21
６　地域福祉の担い手……24

第3章　基本理念・基本的な視点……27

１　計画の基本理念……28
２　地域福祉推進の基本的な視点……29
３　地域福祉の圏域……31
４　施策の体系……32
５　計画の基本指標……34

第4章　施策の展開……37

基本的な視点1
　すべての人が共に参加し、相互に支え合いながら、安心して暮らしていける地域をつくる……38
１　地域での居場所づくり……38
２　地域で気軽に相談出来る場づくり……41
３　災害時に助けが必要な人への支援……43
４　権利擁護の取組……45

基本的な視点2
　多様な主体がそれぞれの専門性や個性を活かし、つながりあって地域をつくる……53

１　地域における福祉の担い手の育成 53
２　地域住民等との協働による課題の解決 58

基本的な視点３
多様な主体が参加し、地域の困りごとを解決するための包括的な仕組みをつくる 61
１　地域と専門家、行政をつなぐ総合的な福祉サービスの提供 61
２　多様な地域課題への対応 68

基本的な視点４
生活に困窮する人を、自立につなげる環境をつくる 71
（昭島市生活困窮者自立支援計画）
１　生活に困窮する人への支援の充実 71

基本的な視点５
地域における多様なバリアを軽減し、暮らしやすい環境をつくる 75
（昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針）
１　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 75

第５章　計画の推進 83
１　推進体制 84
２　進行管理 85

資料編 87
１　策定経過 88
２　昭島市地域福祉計画審議会条例 90
３　昭島市地域福祉計画策定庁内検討委員会要綱 93
４　「昭島市地域福祉計画」策定に向けた地域福祉に関する市民アンケート結果概要 95
５　昭島市地域福祉計画に関する市民ワークショップの結果概要 96
６　用語集 98

第１章　地域福祉計画について

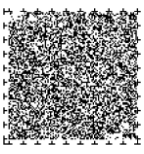

１　計画策定の背景

（１）　策定の趣旨

○　市では、これまで、第五次昭島市総合基本計画の施策の大綱に掲げた「年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、地域住民が共に支え合い、あたたかい交流のもと、できる限り住みなれた地域で安心して暮らしていけるまちづくり」を市民と共に進めてきました。事業の実施に当たっては、高齢者や障害のある人の福祉の推進、子ども・子育てや健康づくりへの支援などに関し、様々な個別計画を策定し、計画的な推進を図り、目指すべきまちづくりの実現に取り組んできました。

○　これまで公的な福祉サービスは高齢者や障害のある人といった対象ごとに福祉制度が整備され、質・量ともに充実が図られてきました。しかしながら社会・経済が成熟期を迎え、人々の価値観は多様化し、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、核家族化や人付き合いの希薄化といった人間関係の変化などにより、市民ニーズも複雑化・高度化し、財源やマンパワーの確保も大きな課題となり、公的なサービスだけでは対応が難しくなってきています。

○　高齢者人口の増加は避けることができず、地域や福祉サービスとのつながりを欠いた孤立死や親の介護のための子の離職、認知症高齢者への対応などが喫緊の課題となっています。また、子育て支援の分野では、子育て中の親の孤立化防止や子どもの居場所づくりなどが上げられます。更には、生活困窮者への新たなセーフティネットの構築や、様々な課題を複合的に抱える世帯に対する総合的・横断的なサービスの提供といった新たな課題も生まれており、これらの状況に対し、包括的で総合的な対応が求められています。

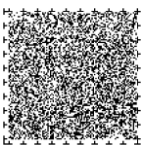

○　一方、平成７年の阪神淡路大震災以降、ボランティア活動やＮＰＯ活動といった市民活動が大きく注目を浴びるとともに、市民同士で相互に助け合う「共助」の意識が育っています。また、人間関係の希薄化を意識し新たな「人と人とのつながり」を重視する価値観も生まれつつあります。これらにより、災害時に支援を必要とする人への対応だけでなく、日常における地域での助け合いなど、市民参加のもと、多様な活動が行われるようになってきています。

○　市民が地域で生活していく中での課題が複雑化・複合化していることを踏まえ、「自助」「共助」「公助」の適切なバランスを基本とし、各地域において、行政を含め、地域住民や福祉関係者などの多様な主体が相互に連携を深め、分野や世代、対象などを超えた、きめ細やかな取組を拡大・充実し、柔軟に対応する「地域福祉」を進めることが、第五次昭島市総合基本計画の施策の大綱の確かなる実現につながるものと考えています。

○　こうしたことから、市では、「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）」第 107 条第１項に規定する市町村地域福祉計画として、新たに「昭島市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の更なる充実を図ることとしました。

（２）　国の取組

○　国は、少子高齢・人口減少社会を迎え、これらに起因する様々な地域の課題を解決するため、地域の力を強化し持続可能性を高める「地域共生社会」の実現を目指し、様々な改革を行っています。

○　「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会」としています。

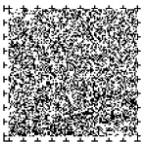

≪「我が事」「丸ごと」とは≫

◆「我が事」とは

家庭の機能の低下や、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度のはざまの課題が表面化していることから、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識を持って、課題の解決や地域づくりに主体的に取り組み、つながり支え合う地域を育んでいくことをいいます。

◆「丸ごと」とは

様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られることや、地域によっては急速な人口減少が進んでおり、専門人材の確保や公的支援の安定的な提供が困難になってきていることなどを背景に、課題に包括的に対応したり、地域の実情に応じて高齢・障害といった分野をまたがった総合的な支援を提供しやすくしたりできるようにすることをいいます。

東京都地域福祉支援計画より抜粋

○　「地域共生社会」の実現に向け、地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化・最大活用の四つの柱をもとに、地域課題の解決を試みる体制の整備、市町村における包括的な支援体制の構築、地域福祉計画の充実などを包含した「社会福祉法」の改正を平成 29 年度に実施しました。

○　主な改正点は以下のとおりです。

◆　地域住民等（地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者）が地域福祉の推進にあたって、地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携によりその解決を図ることを追加（第４条第２項(地域福祉の推進)）

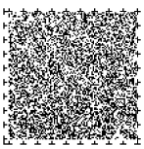

◆　地域住民等が地域生活課題を把握し、その解決を図ることを促進するための必要な措置を国及び地方公共団体が講ずるよう努めることを追加（第６条第２項(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)）

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする**地域住民及びその世帯**が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防または要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の**福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図る**よう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第６条　（略）

２　国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（３）　都の取組

○　都は、平成 30 年３月に「社会福祉法」第 108 条第１項に規定する都道府県地域福祉支援計画として、新たに「東京都地域福祉支援計画」を策定しました。

○　計画では、三つの理念を掲げるとともに、東京における「地域共生社会」の実現に向けて、地域生活課題の解決のテーマを三つ設定し、都が取り組む施策の方向性を明らかにしています。

◆　三つの理念

理念１　誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京

理念２　地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京

理念３　多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

◆　三つのテーマ

①　地域の支え合いを育む
②　安心した暮らしを支える
③　地域福祉を支える

２　計画の位置付け

○　本計画は、「社会福祉法」第 107 条第 1 項に規定された市町村地域福祉計画です。

○　また、昭島市生活困窮者自立支援計画（生活困窮者自立支援制度に関する自治体計画をいう。）及び昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針を含む、総合的な計画として策定します。

○　上位計画である第五次昭島市総合基本計画との整合を図るとともに、関連する個別計画との連携を図ります。

《計画と関連計画等の関係》

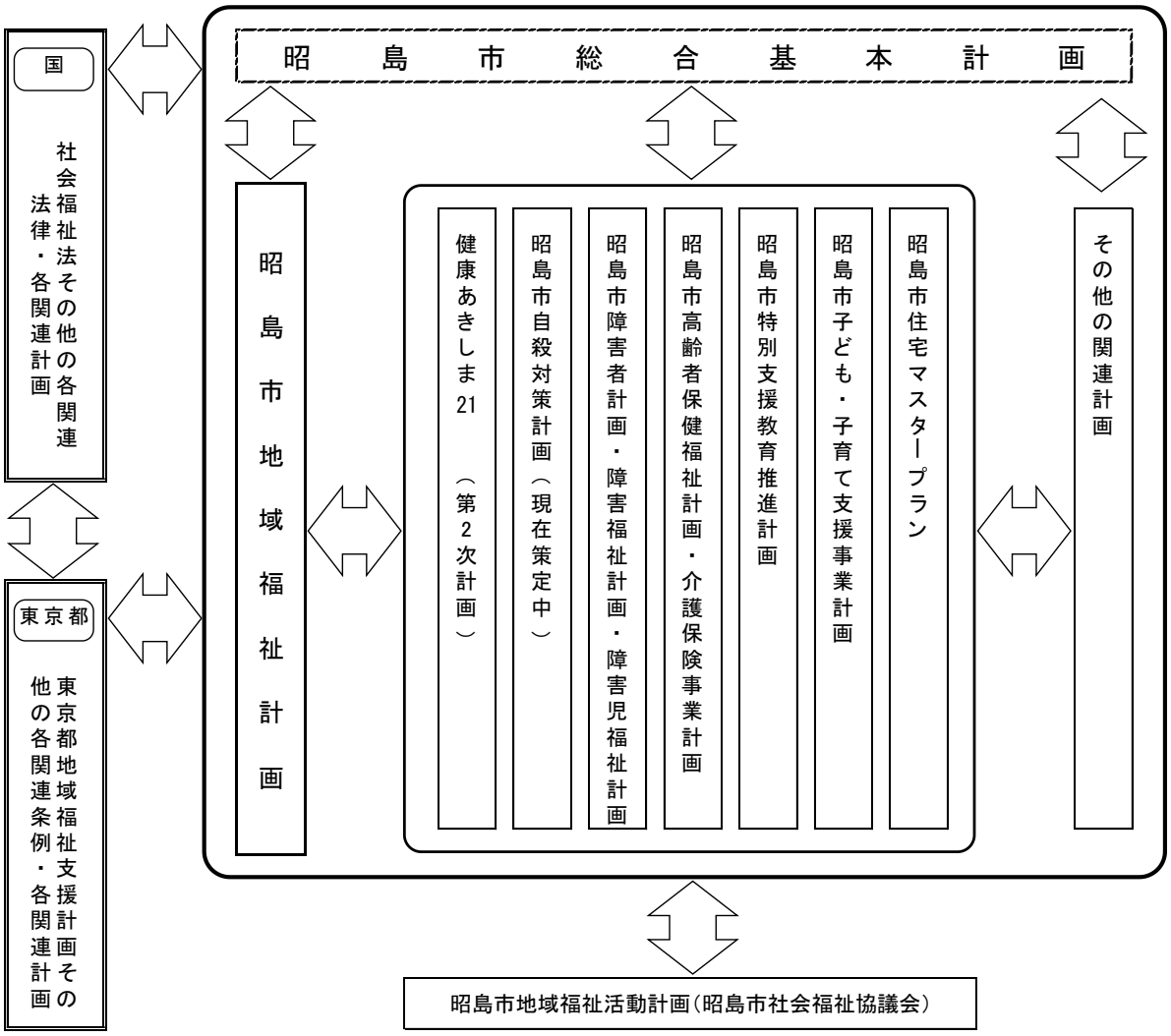

３　計画期間

○　本計画は、平成 31 年度から平成 35 年度までの５年間を計画期間とします。

○　国や都の福祉政策の動向や社会潮流に大きな変化などによるニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

《各計画の策定・改定スケジュール》

（年度）

計画名	根拠法	内容	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024
昭島市総合基本計画(基本構想・基本計画)(１０か年)		昭島市の行政運営の総合的な指針となる最上位の計画			改定▼				
			第５次			第６次			
昭島市地域福祉計画(５か年)	社会福祉法	地域福祉を総合的に推進するための計画	策定▼					改定▼	
				第１期(H31～H35)					第２期
昭島市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(３か年)	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法	障害者福祉・障害児福祉を総合的に推進するための計画			改定▼			改定▼	
			第５期 第１期			第６期 第２期			第７期 第３期
昭島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（３か年）	老人保健法 介護保険法	高齢者福祉・介護福祉を総合的に推進するための計画			改定▼			改定▼	
			第７期			第８期			第９期
昭島市子ども・子育て支援事業計画(５か年)	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援を総合的に推進するための計画		改定▼					改定▼
			第１期		第２期				

第２章　地域福祉をめぐる市の現状と課題

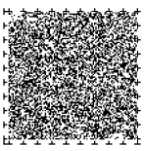

１　人口と世帯の状況

（１）　人口・世帯数・世帯人員

○　平成 21 年から平成 30 年までの 10 年間では、市の人口は、113,000 人前後で推移しています。年齢構成を見ると、生産年齢人口及び年少人口が減少傾向にある中で、老年人口は増加傾向にあります。

○　また、世帯数は増加傾向を示し、約 3,000 世帯増加しています。一方、世帯人員は減少傾向にあり、0.12 人減少し、世帯の規模が縮小していることがうかがえます。

《年齢３区分別人口》

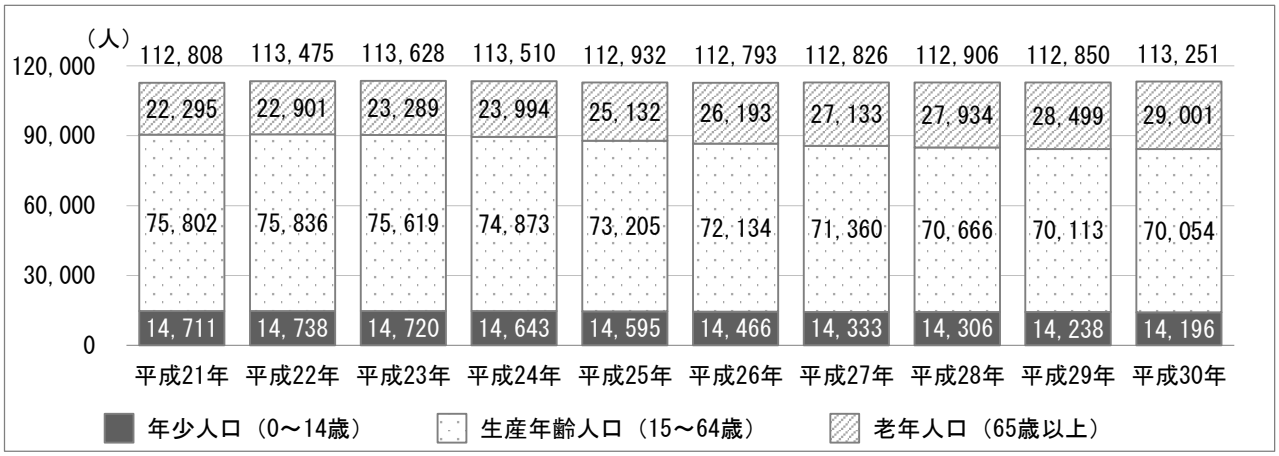

資料：市民課　各年４月１日現在

《世帯数と世帯人員の推移》

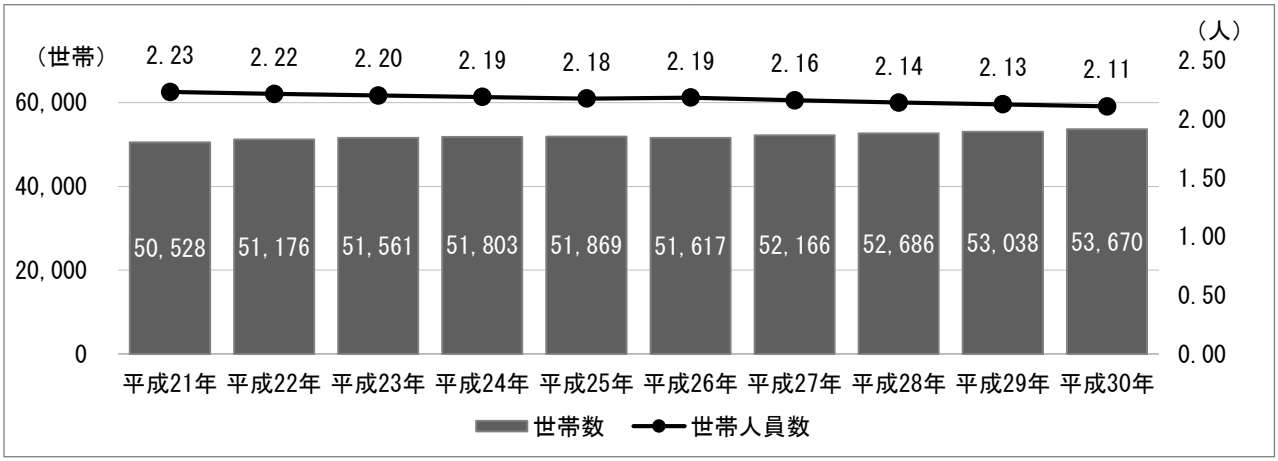

資料：市民課　各年４月１日現在

（２） 家族構成別世帯数

○　家族類型別に世帯数の占める割合を見ると、単身世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親と子の世帯が年々増加する一方、夫婦と子の世帯及び三世代の世帯が減少しています。

○　高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯を見ると、いずれも増加傾向にあり、特に 75 歳以上の単身世帯の割合が増加しています。

《家族類型別世帯数の割合》

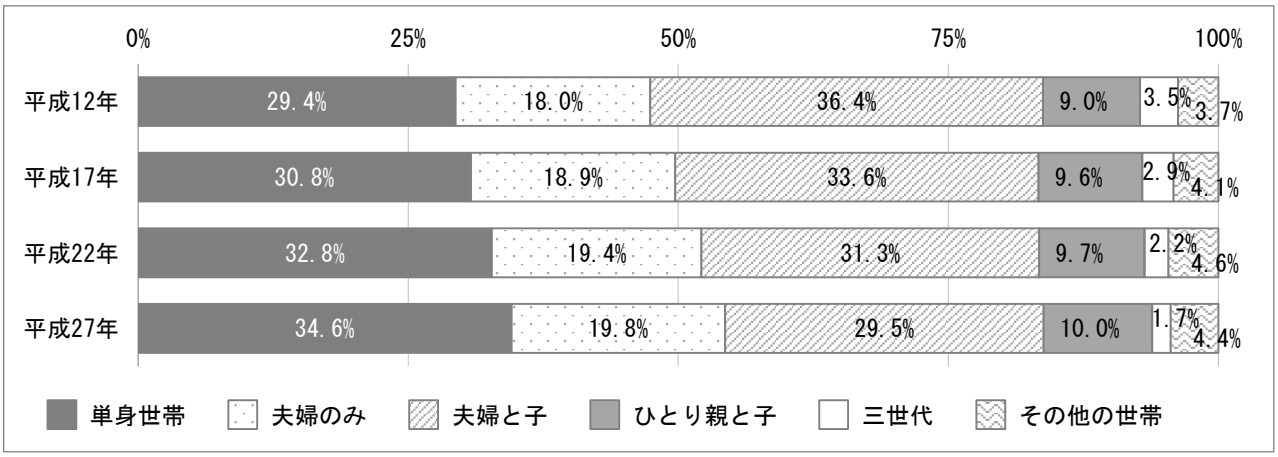

資料：国勢調査

《高齢単身世帯・高齢夫婦のみ世帯数の割合》

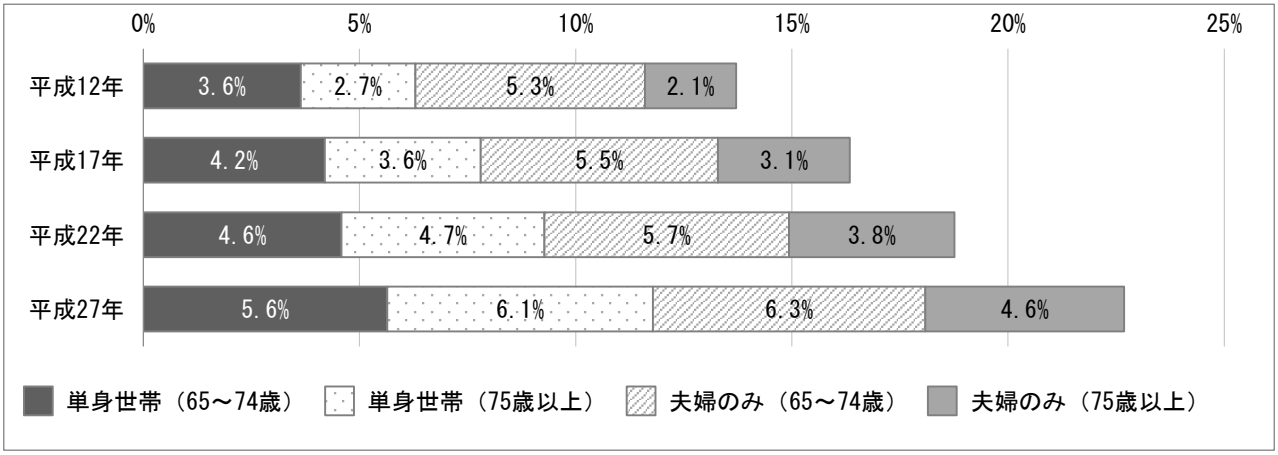

資料：国勢調査

（３） 外国人登録者数の推移

○　平成 26 年からの５か年を見ると、外国人登録者は増加を続け、約 560 人、27.2％の増となっています。

《外国人登録者数》

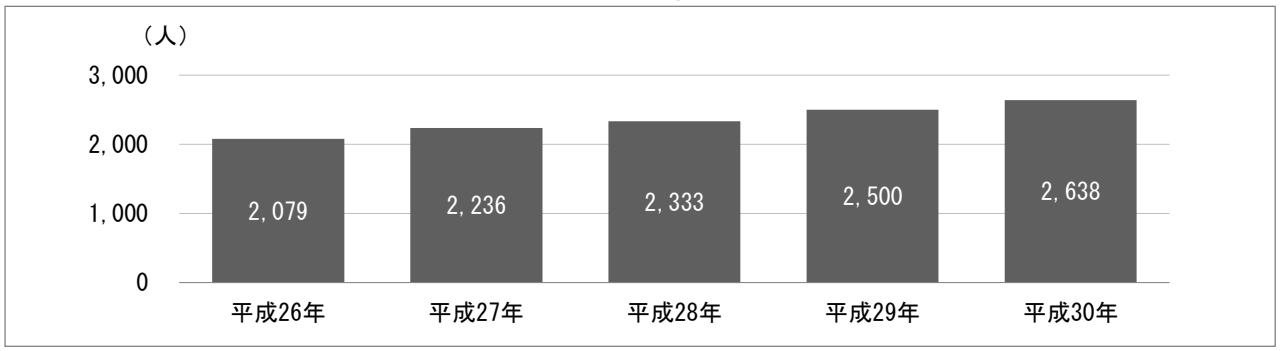

資料：市民課　各年４月１日現在

２　子ども・家庭の状況

（１）　出生率、子どもの数の推移

○　一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、市では、都内の区部や市部の平均を若干上回って推移しています。近年は、全体的に上昇傾向を示していますが、人口を維持できる水準とされる 2.07 とは、まだ差があります。また、出産が可能とされる年齢層の女性の人口が減少していることから、合計特殊出生率が増加傾向を示しても、出生数は減少傾向にあります。

○　過去５年間の 18 歳未満の子どもの人口を年齢区分別に見ると、それぞれの区分で減少傾向が見受けられ、その中でも０～５歳は、若干ですが、年々減少を続けています。

《合計特殊出生率の推移》

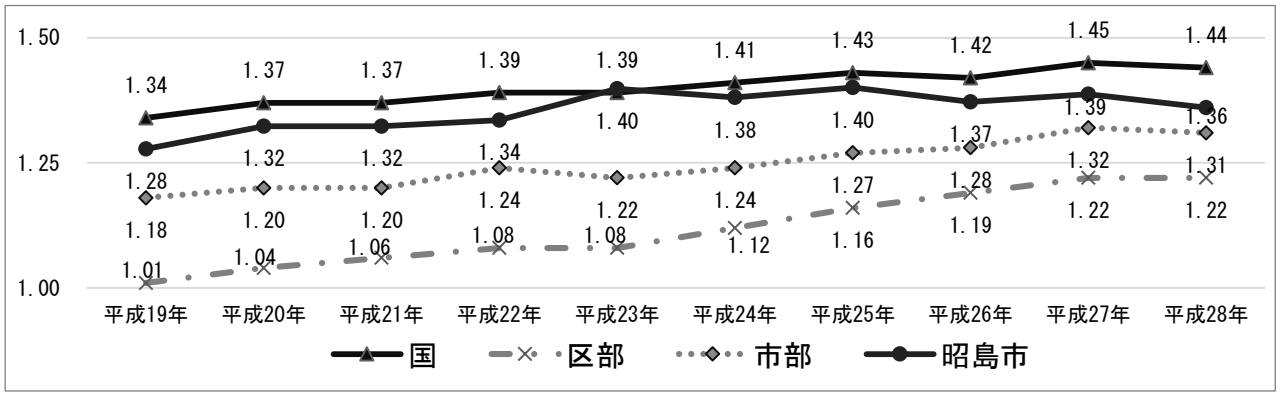

資料：東京都人口動態統計

《18 歳未満の階級別人口》

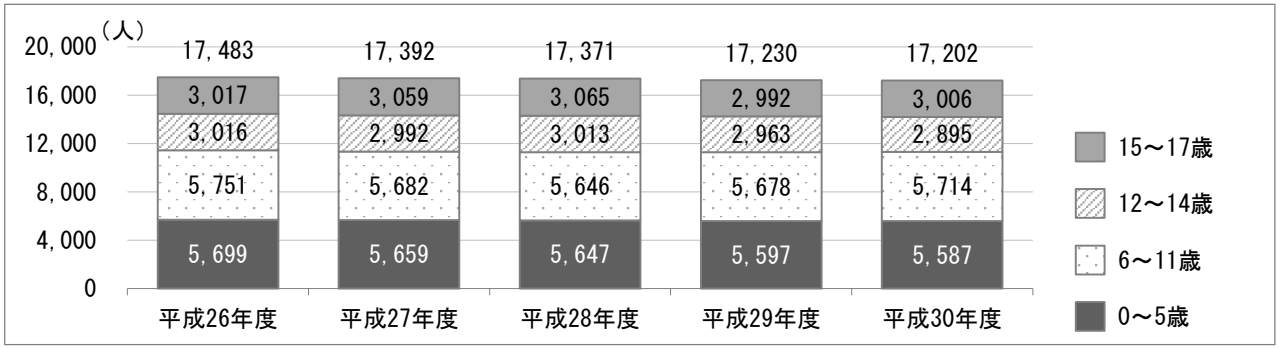

資料：市民課　各年度４月１日現在

（２） 保育園・学童クラブの在籍・待機児童の推移

○　平成 26 年からの５か年間では、保育園の園児数は、市の待機児童対策により定員数が増加したことなどもあり、園児数は増加傾向を、待機児童数は減少傾向を示しています。また、園児数は、市内の未就学児童の約半数に該当します。

○　学童クラブの利用者も、市の待機児童対策などにより増加傾向を示しています。待機児童数は、平成 27 年度に０となりましたが、その他の年は 10 人前後で推移しています。

《市内の保育園児数と待機児童数》

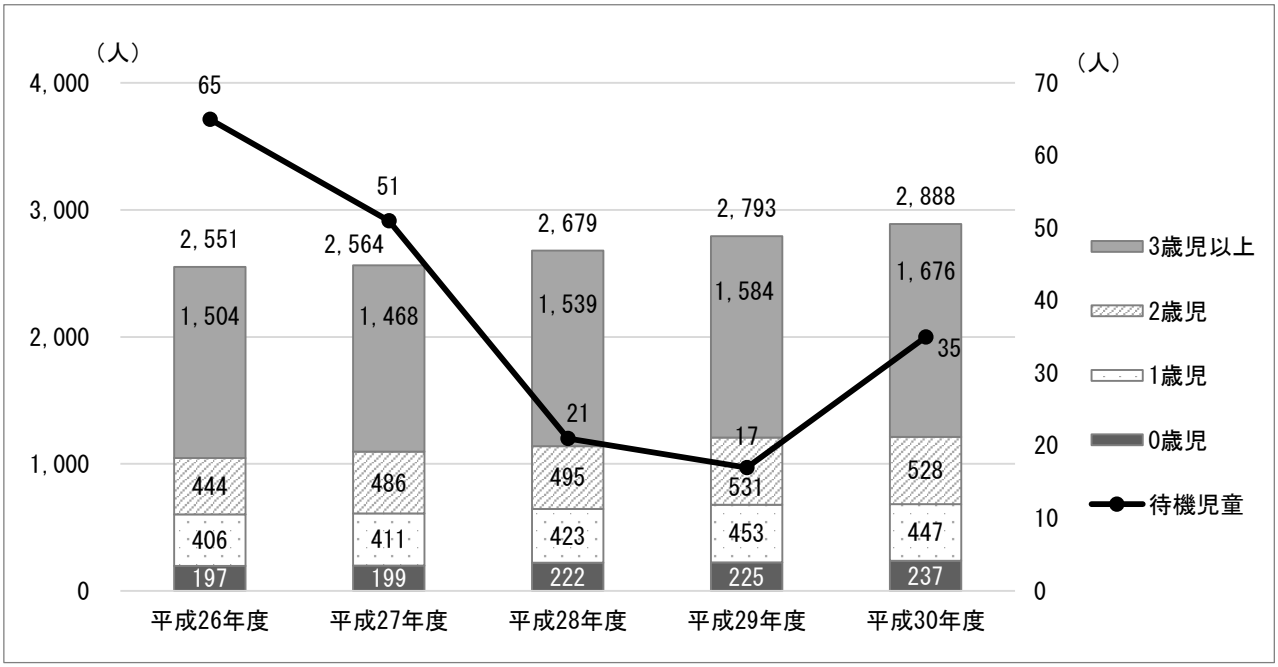

資料：子ども子育て推進課　各年度４月１日現在

《学童クラブ利用者数》

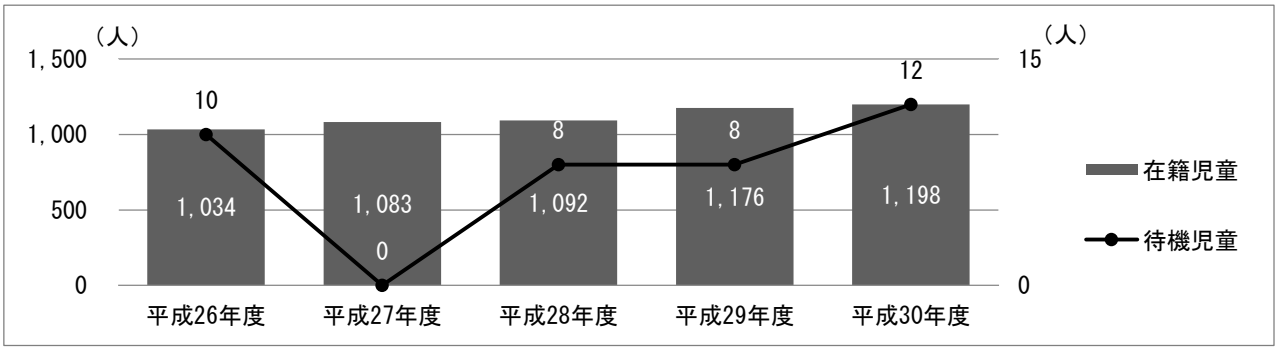

資料：子ども育成課　各年度４月１日現在

（３） 子育て世代の悩み

○　昭島市子ども家庭支援センターにおける相談・対応件数は増加傾向にあり、平成 25 年度の約 5,600 件から平成 29 年度には約 7,000 件に増えています。

○　相談内容は、虐待相談を含めた養護相談がその大半を占め、直近５年間では、約 90％で推移しています。また、そのうち虐待相談は、大幅に増加をしていましたが、平成 29 年度については減少となりました。

○　スクールソーシャルワーカーへの相談件数は、年度によるばらつきがありますが、平成 27 年度に 84 件と前年度から 39 件増加した後、横ばいで推移しています。

《昭島市子ども家庭支援センター相談種別件数》

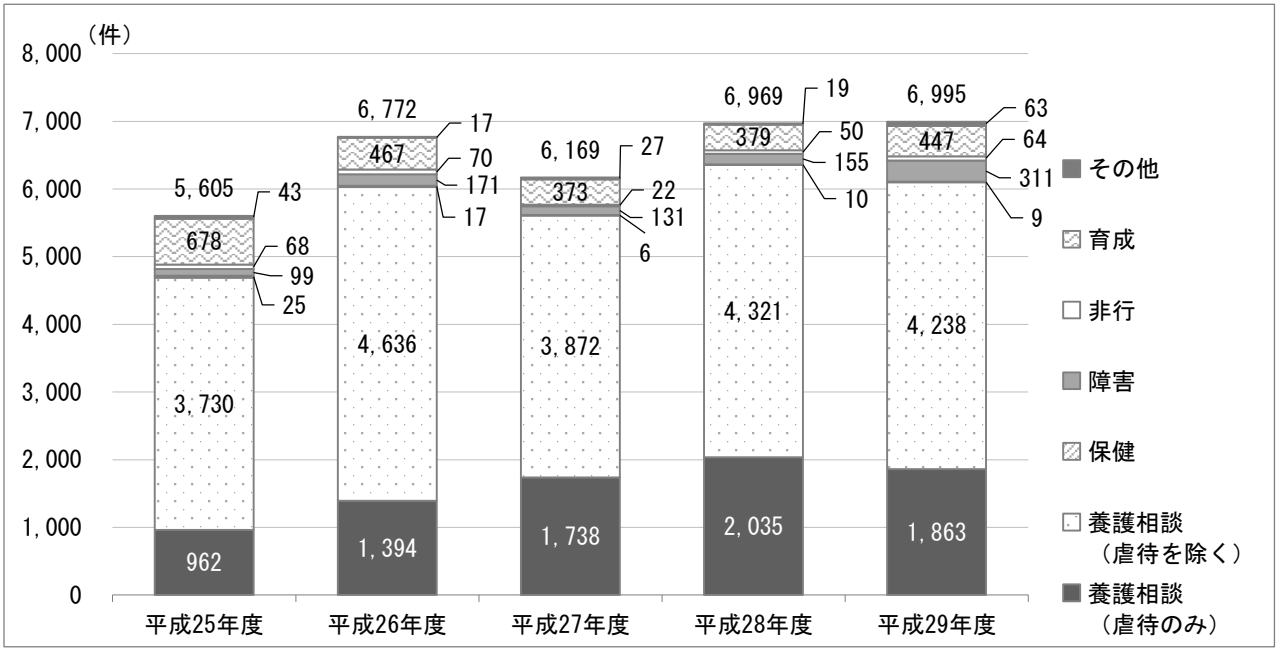

資料：子ども育成課　各年度３月 31 日現在

《スクールソーシャルワーカーへの相談件数》

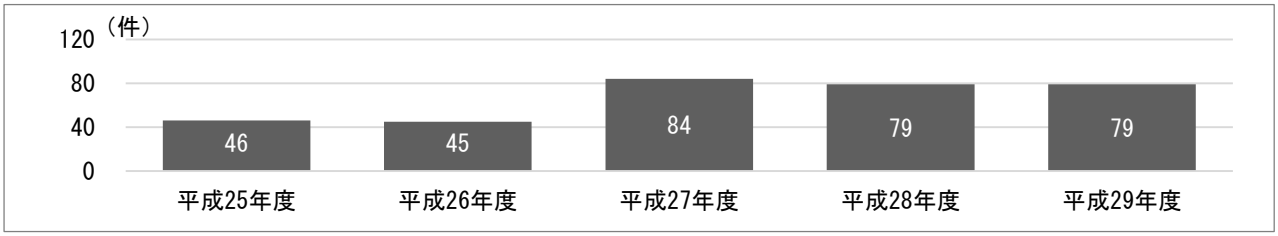

資料：指導課　各年度３月 31 日現在

３　高齢者の状況

（１）　高齢者人口と高齢化率の推移

○　高齢者人口は増加を続けており、平成 30 年の前期高齢者は総人口の約 13%、後期高齢者は総人口の約 12%となっています。

○　高齢者人口の総人口に対する割合は今後も増加が続くことが想定をされ、平成 52（2040）年には人口の 33.2%が高齢者となり、平成 72（2060）年には 37.5%に達すると見込まれています。

○　将来人口は、減少を続けることが想定をされ、平成 22 年から平成 37(2025)年では 2.8%、平成 22 年から平成 57(2045)年では 14.8%、平成 22 年から平成 72（2060）年では 27.3%減少すると見込まれています。

《前期・後期高齢者数》

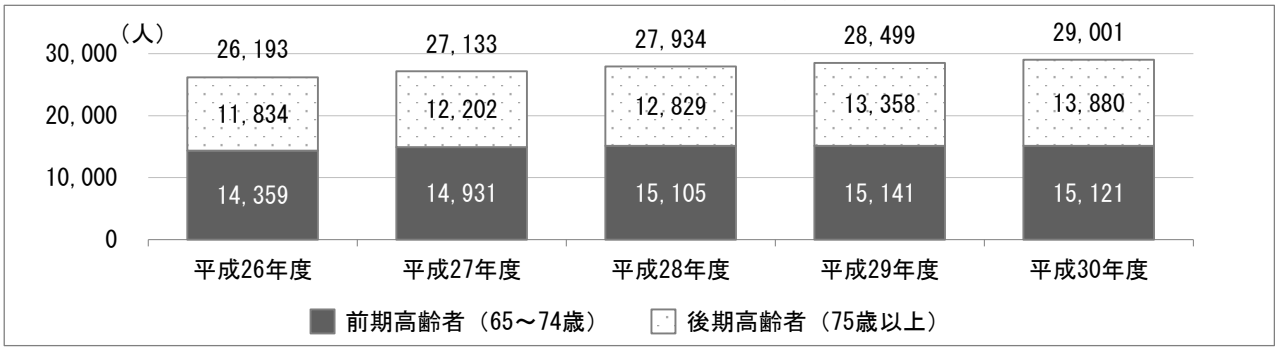

資料：市民課　各年度４月１日現在

《将来人口の見通し（年齢３区分別構成比）》

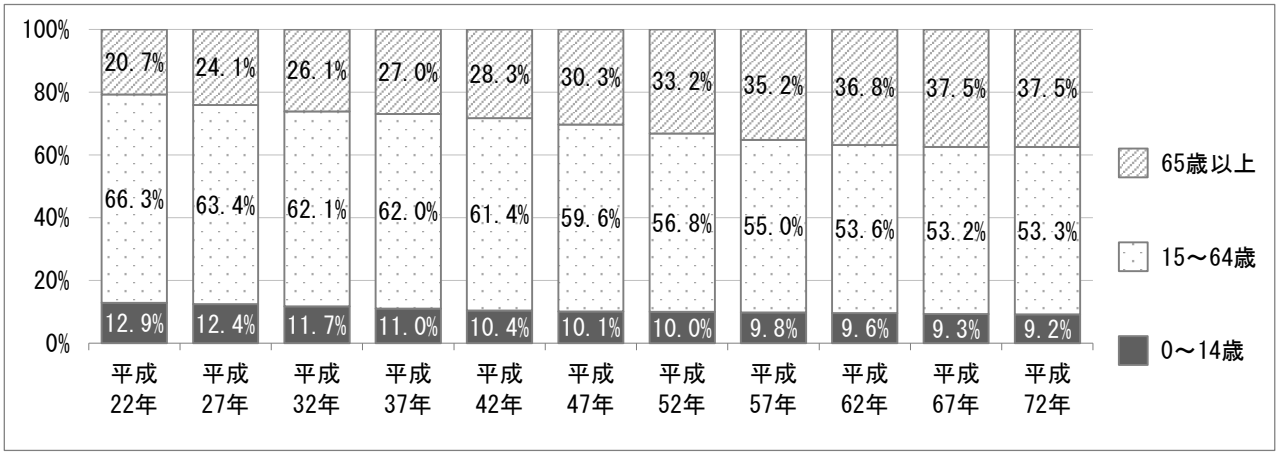

資料：まち・ひと・しごと創生　昭島市総合戦略

《将来人口の見通し（年齢３区分人口）》

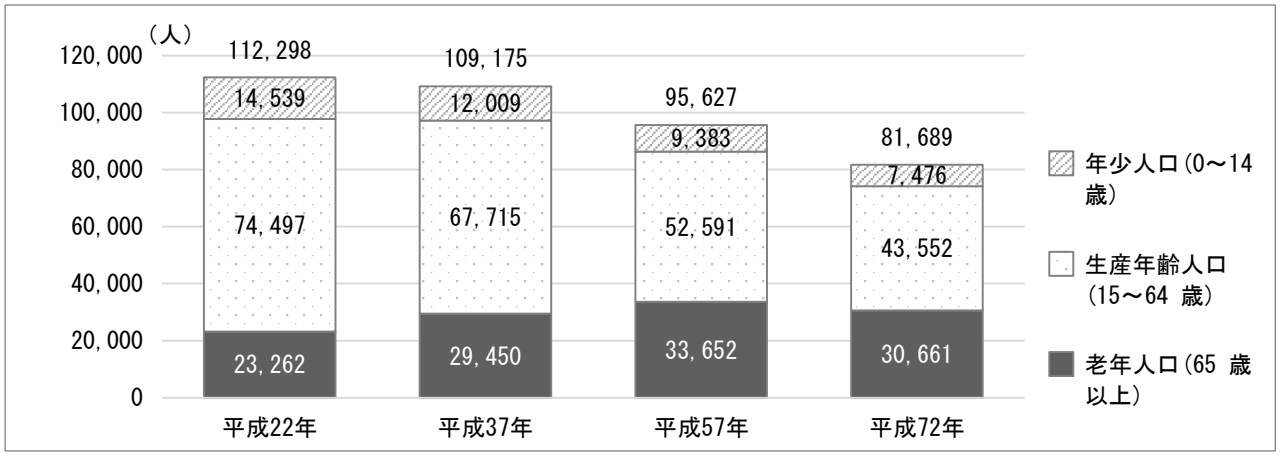

資料：まち・ひと・しごと創生　昭島市総合戦略

（２）　介護が必要な高齢者の推移

○　要支援・要介護認定者は年々増加しており、平成 25 年度から平成 29 年度の５年間で、要介護認定者は 540 人、16.0％、要支援認定者は 238 人、23.1％増加しています。また、平成 29 年度の要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の約 18.0％を占めています。

《要介護（要支援）認定者数》

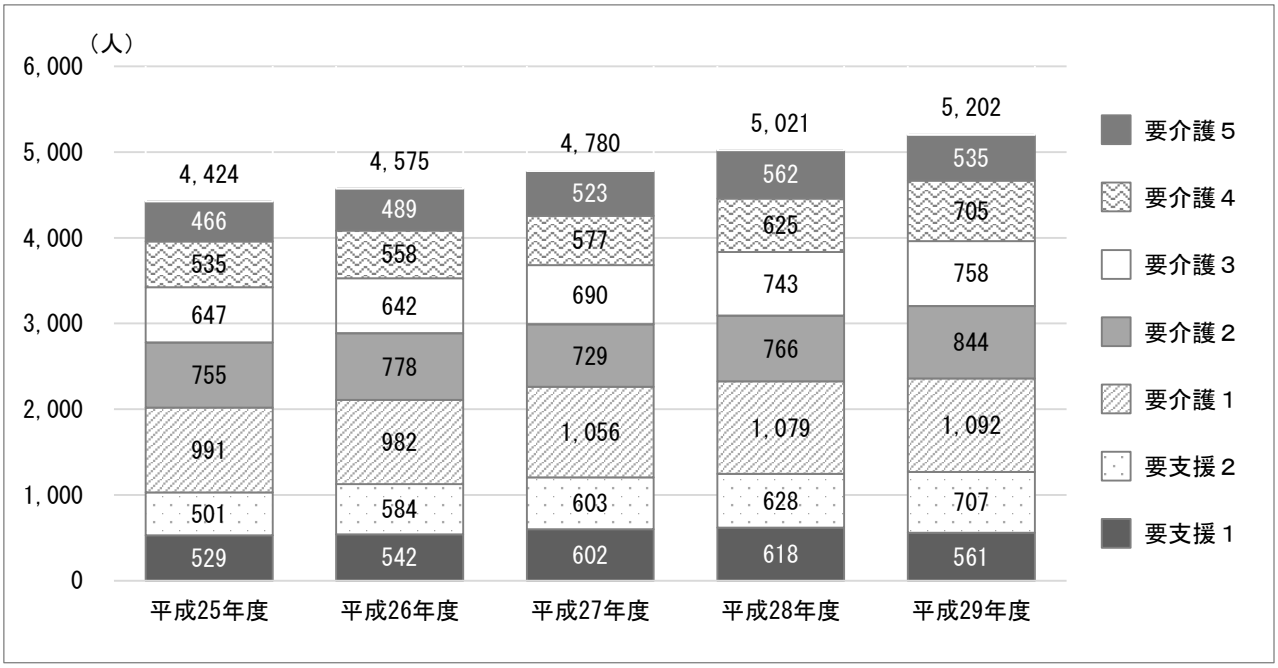

資料：介護福祉課　各年度３月 31 日現在

（３） 高齢者の悩み

○　昭島市地域包括支援センターにおける相談・対応件数は、新たな包括支援センターが設置された影響もあり、平成 27 年度に大幅に上昇し、翌年度も増加した後、平成 29 年度には若干減少しています。また、平成 29 年度の相談件数は、平成 25 年度の 1.6 倍を超えています。

○　相談内容別に見ると、サービス計画策定などの介護予防ケアマネジメントが約 44%、介護認定や家族介護などの総合相談が約 42%となっています。

《昭島市地域包括支援センター相談・対応件数》

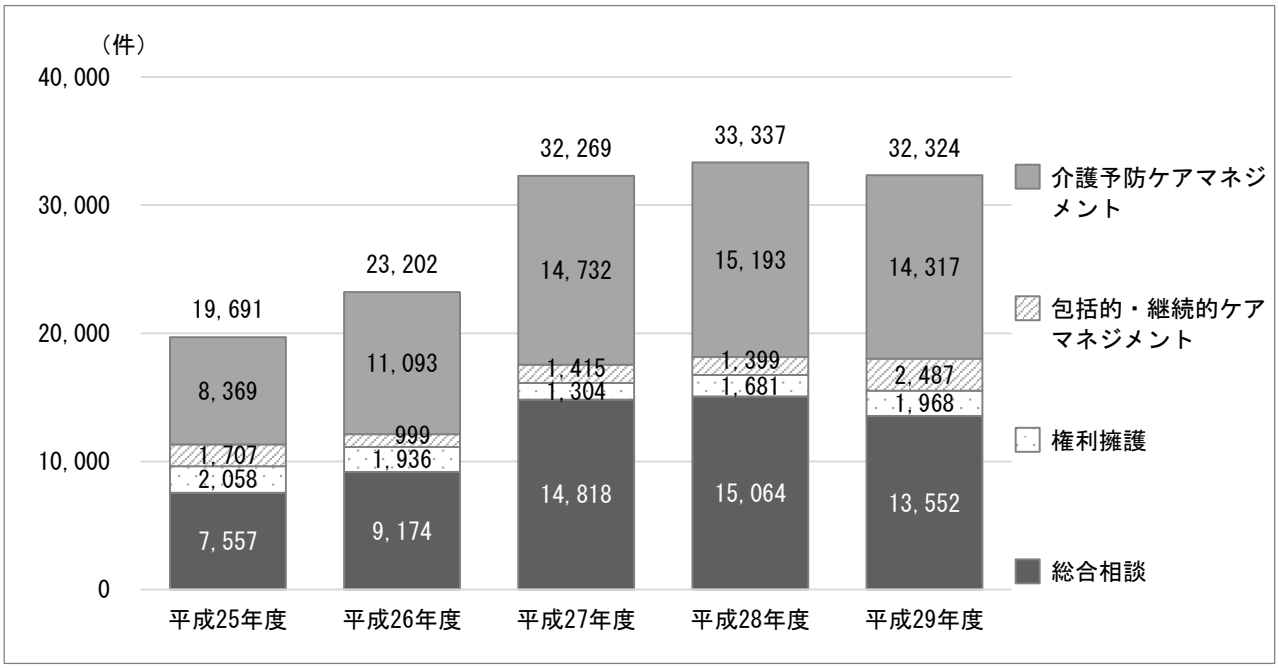

資料：介護福祉課　各年度 3 月 31 日現在

４　障害のある人の状況

（１）　身体障害者手帳所持者の推移

○　身体障害者手帳所持者数は横ばい傾向にあり、年齢別に所持者の状況を見ると65歳以上の老齢人口が全体の約65％を占めています。

《年齢階層別身体障害者手帳所持者数》

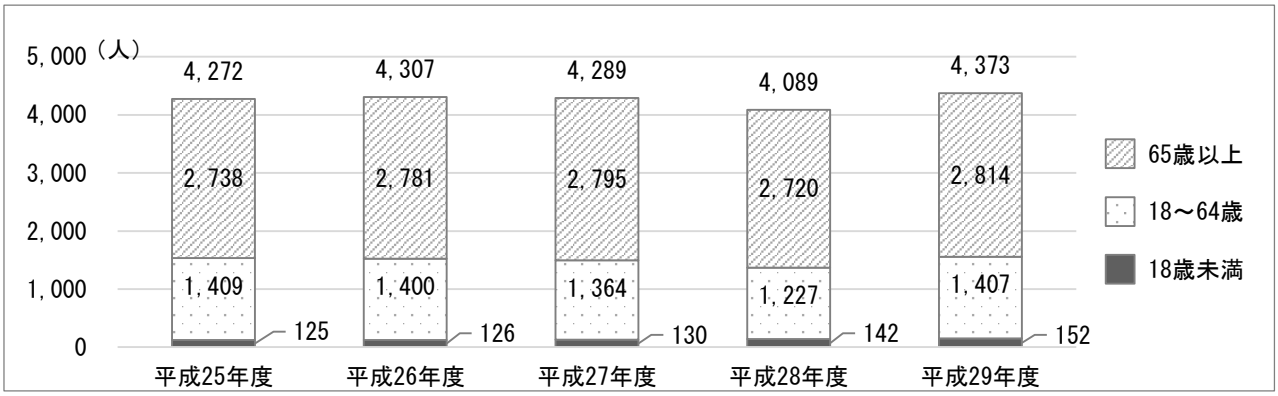

資料：障害福祉課　各年度３月31日現在

（２）　愛の手帳所持者の推移

○　愛の手帳所持者数は増加傾向にあり、年齢別に所持者の状況を見ると18歳～64歳が全体の約66％を占めています。

《年齢階層別愛の手帳所持者数》

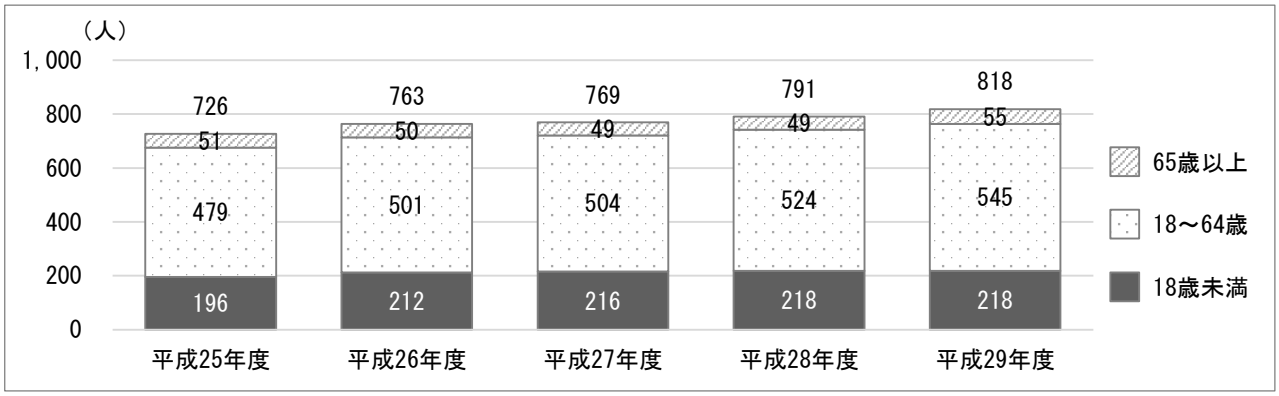

資料：障害福祉課　各年度３月31日現在

（３） 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

○　精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 25 年度から平成 29 年度まで、毎年 6%前後の伸びを示しています。

○　年齢別に所持者の状況を見ると、18 歳～64 歳が全体の約 86%を占めています。

《年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数》

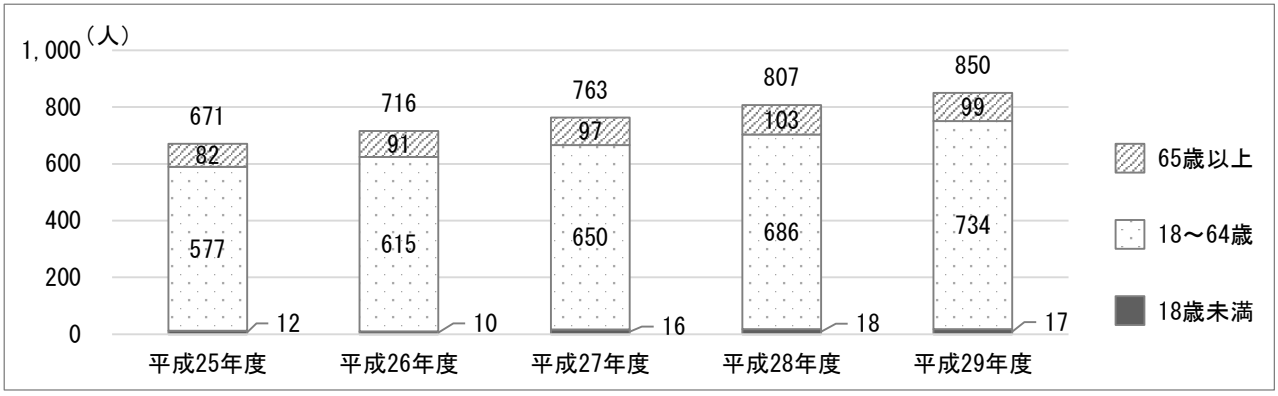

資料：障害福祉課　各年度 3 月 31 日現在

（４） 難病医療費等助成受給証所持者数の推移

○　平成 24 年度から平成 28 年度を見ると、難病医療費等助成受給証所持者数は年々増加しています。

《難病医療費等助成受給証所持者数》

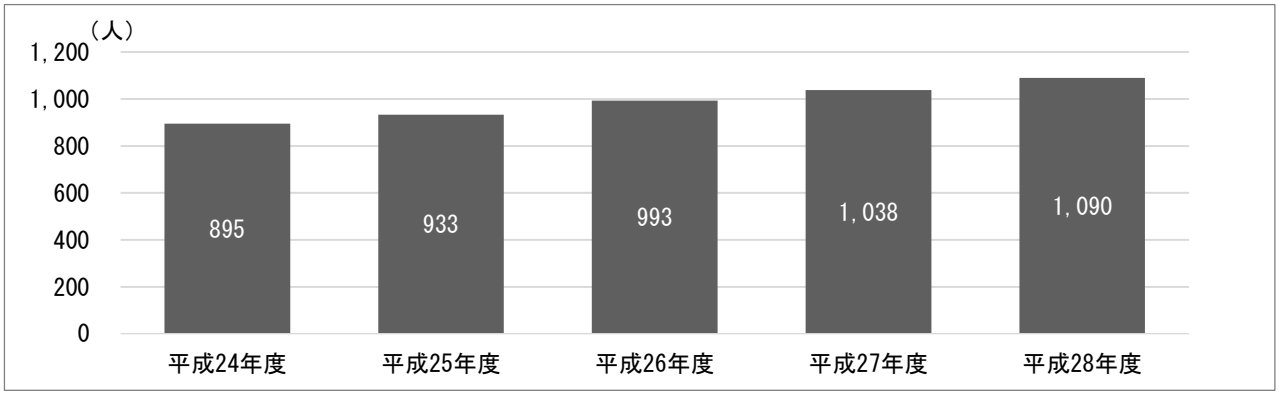

資料：多摩立川保健所　各年度 3 月 31 日現在

５　生活に困難を抱えている人の状況

（１）　生活保護世帯の推移

○　生活保護世帯数は近年増加傾向にありましたが、平成 29 年度は、前年度から 62 世帯、3.4％の減少となりました。また、非保護人員数と保護率は、平成 27 年度をピークに減少傾向に転じています。

○　生活保護世帯の世帯類型を見ると、高齢者世帯が世帯数の約半数で最も多く、次いで傷病・障害者世帯の順となっています。また、世帯数が減少した平成 29 年度は、すべての類型で世帯数が減少していますが、前年度と比較し、減少数では 31 世帯で傷病・障害者世帯が、減少率では 10％で母子世帯が最も高くなっています。

《昭島市における保護率の状況》

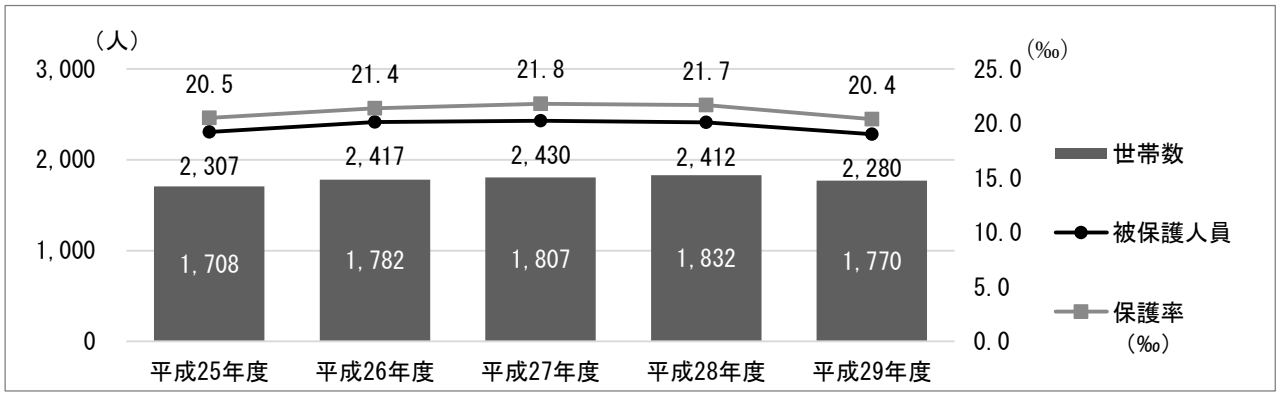

資料：生活福祉課　各年度３月 31 日現在

《被保護世帯の世帯類型別推移》

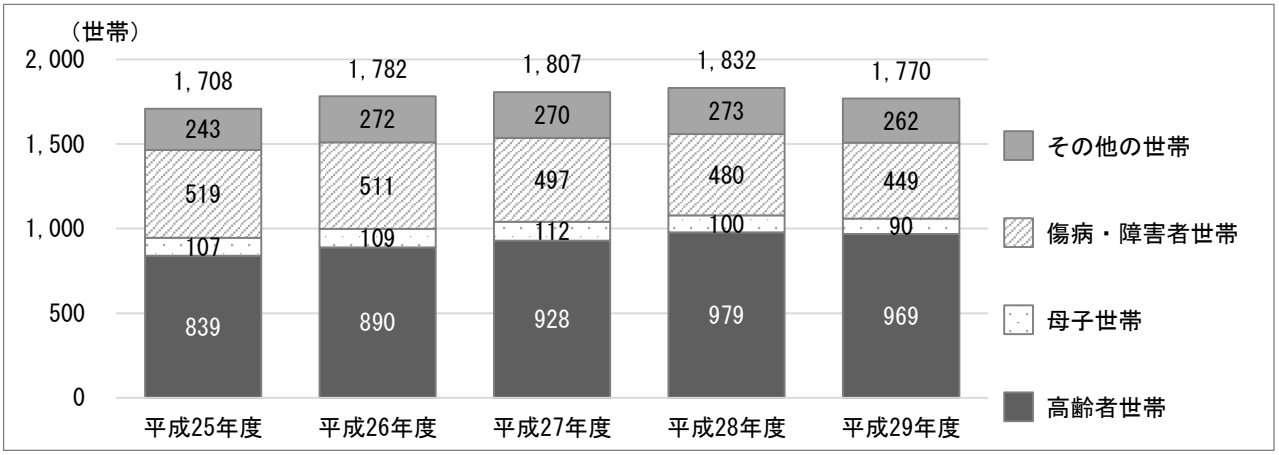

資料：生活福祉課　各年度３月 31 日現在

（２） 生活に困窮する人への自立支援

○　生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的としています。

○　生活困窮者自立支援制度は、いくつかの事業を包括的に実施することとしています。平成 30 年度において市が実施しているのは、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業及び学習支援事業の四つの事業です。

○　制度が始まって日が浅いため、支援者数などの傾向はつかめていませんが、平成 29 年度には、制度の相談窓口として、昭島市くらし・しごとサポートセンターを設置し、事業の総合的な推進を図ったことなどにより、自立相談支援事業などの支援者数は、前年を上回っています。

《生活困窮者自立相談支援事業　支援者数》

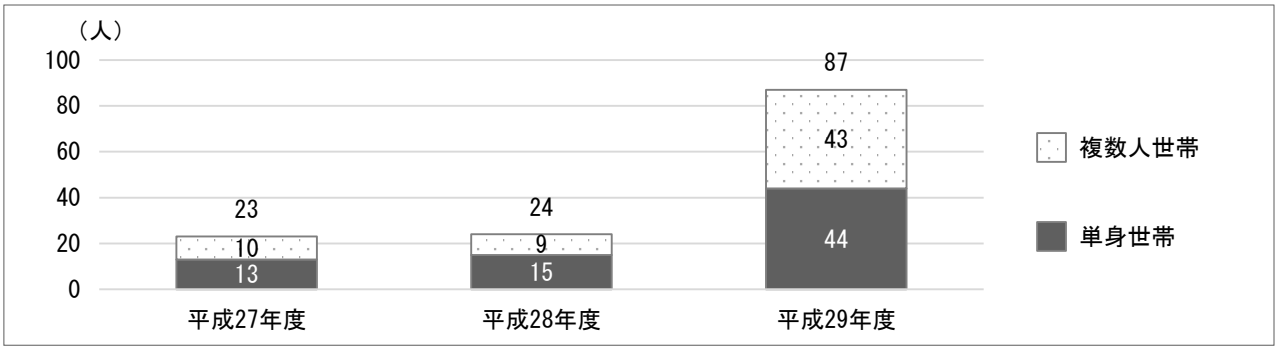

資料：生活福祉課　各年度３月 31 日現在

《住居確保給付金》

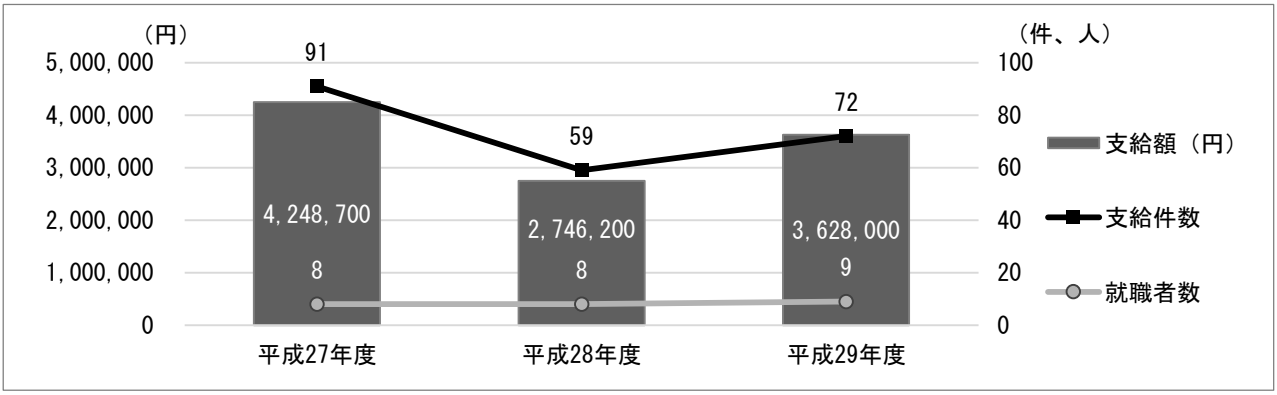

資料：生活福祉課　各年度３月 31 日現在

《家計相談支援事業　支援者数》

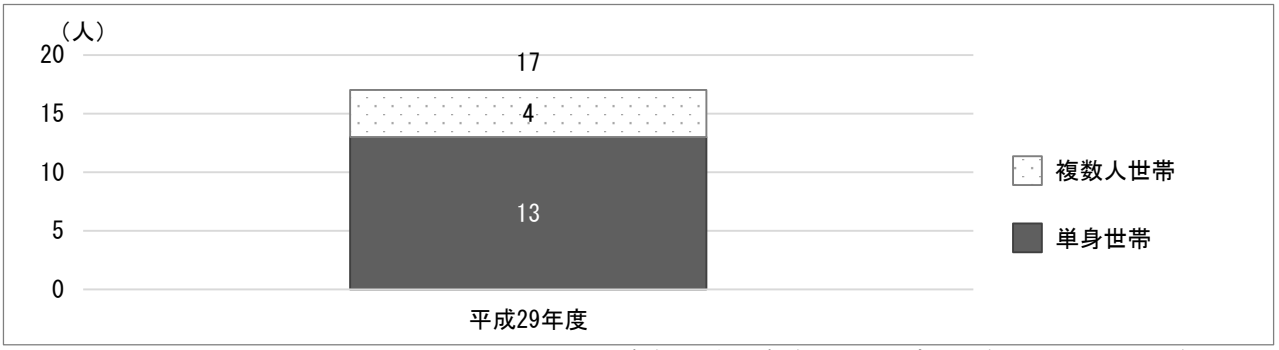

資料：生活福祉課　平成 30 年 3 月 31 日現在

《子どもの学習支援事業》

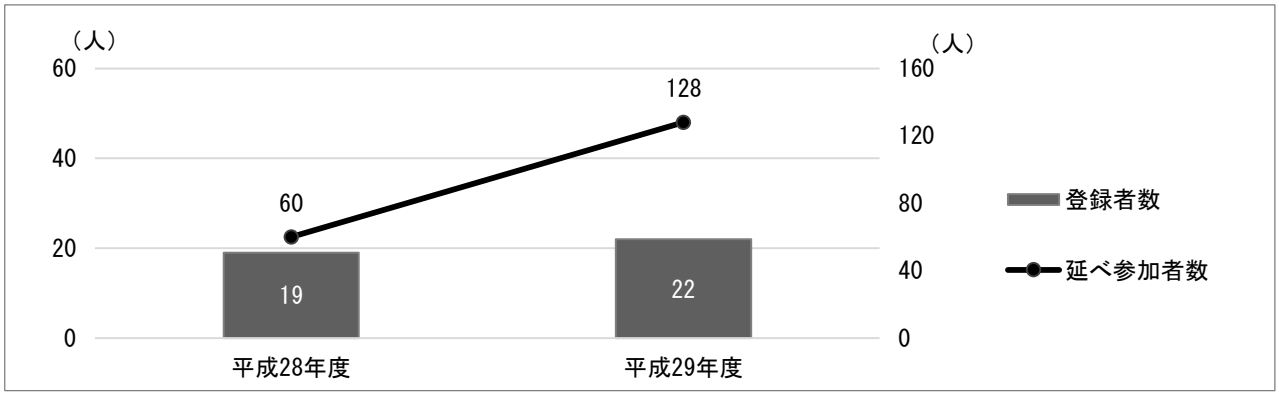

資料：生活福祉課　各年度 3 月 31 日現在

６　地域福祉の担い手

（１）　民生委員・児童委員

○　民生委員・児童委員数の性別の内訳を見ると、近年は女性が約７割を占めています。また、民生委員一人あたりの平均受け持ち世帯数は、世帯数の増加に伴い上昇傾向にあります。

《男女別民生委員数及び一人あたりの平均受け持ち世帯数》

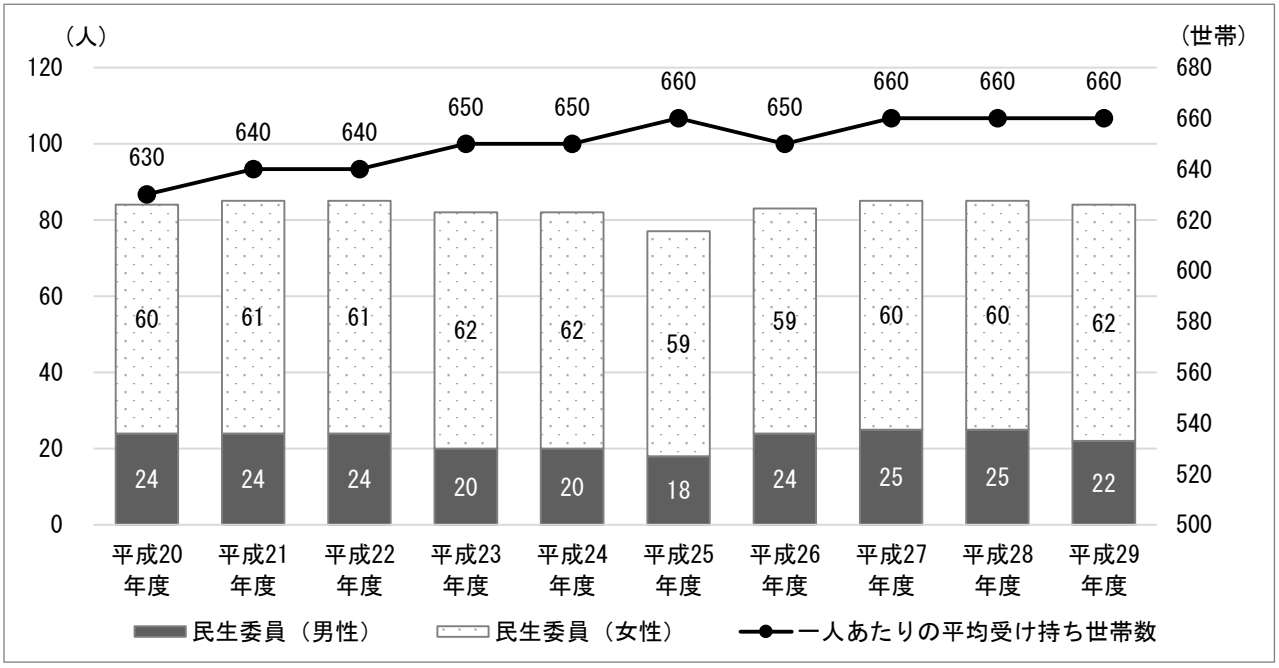

資料：生活福祉課　各年度７月１日現在

（２） 自治会

○　自治会に加入する世帯数、加入率とも減少傾向にあります。平成21年度から平成30年度の10年間で、加入世帯数は約11%、加入率は7ポイント減少しています。

《自治会加入世帯数及び加入率》

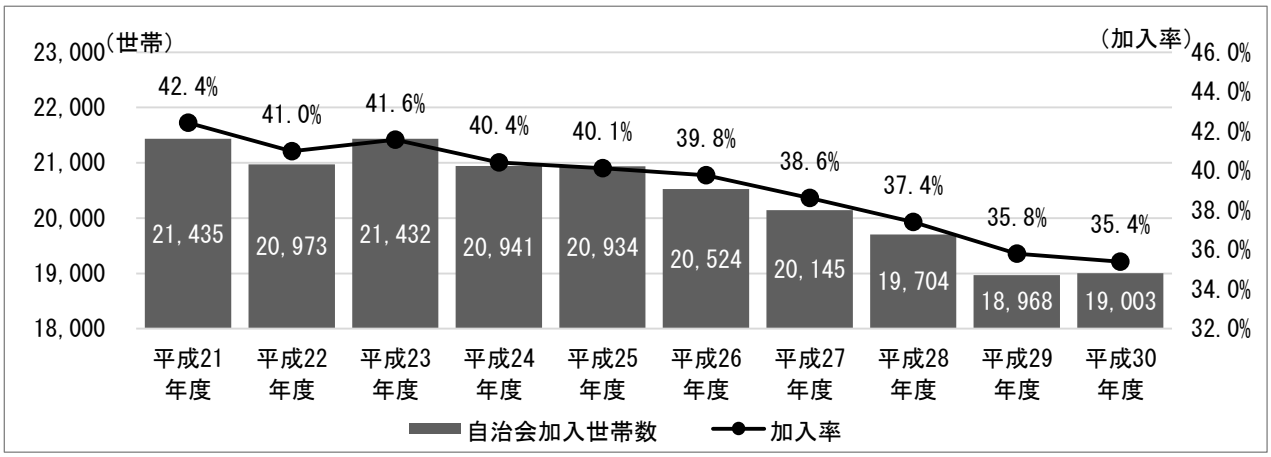

資料：生活コミュニティ課　各年度４月１日現在

（３） 老人クラブ

○　市内にある老人クラブ数は、平成21年度からの10年間では横ばいとなっています。また、会員数は、平成24年度に大幅に増加した後、横ばいで推移しています。

《老人クラブの状況》

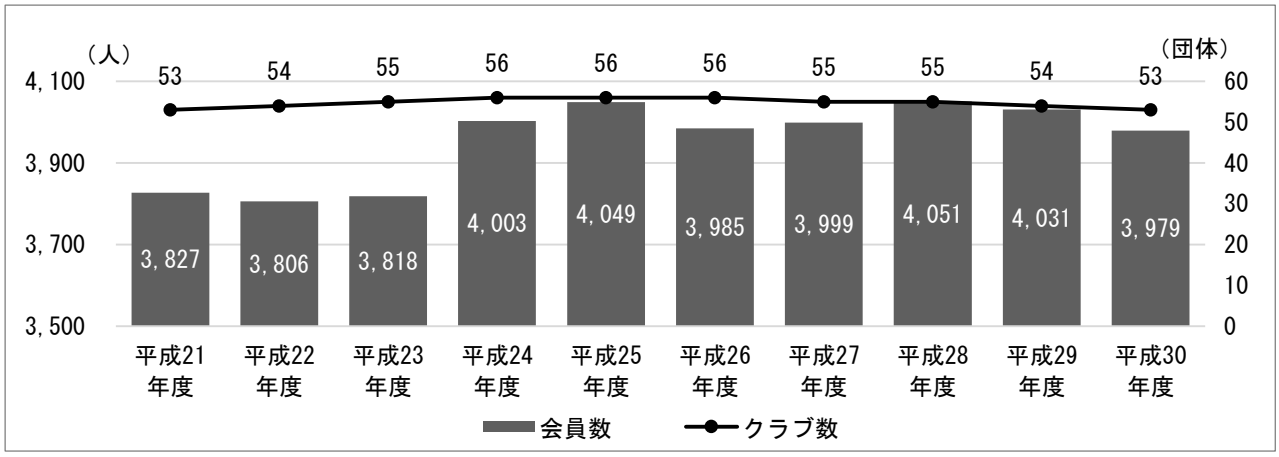

資料：介護福祉課　各年度４月１日現在

（４） ボランティア

○　ボランティア保険に加入しているボランティアの数は、平成 23 年度に落ち込んだ後は、上昇傾向にあります。平成 29 年度の加入者数は、人口の約 2%となっています。

《ボランティア保険加入者数》

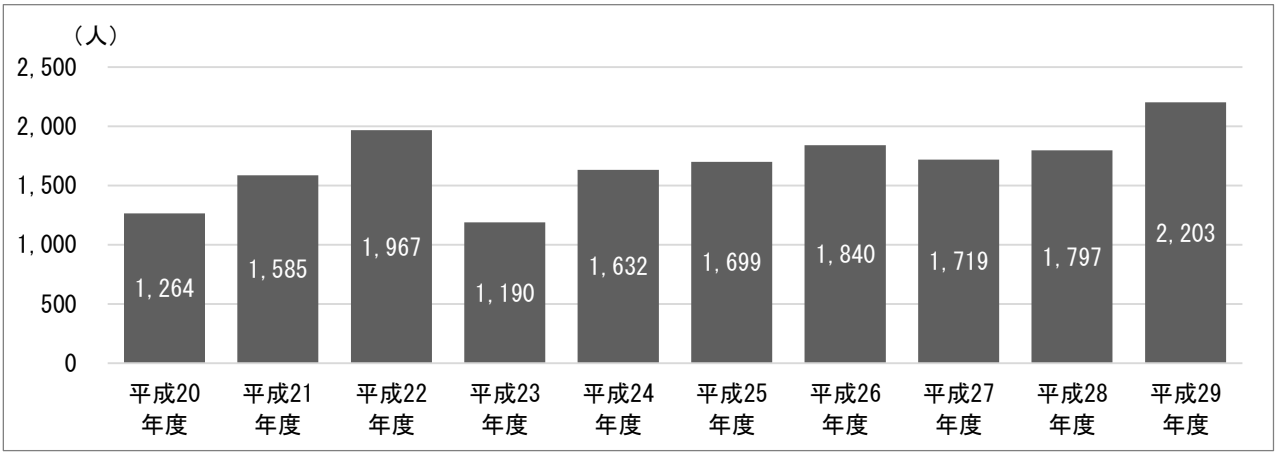

資料：昭島市社会福祉協議会　各年度 3 月 31 日現在

第３章　基本理念・基本的な視点

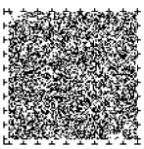

１　計画の基本理念

本計画では、地域福祉を推進するための基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】

支え合いの輪が広がり
笑顔で暮らし続けられる　あきしま

○　だれもが、世代を超え、地域で共に参加し、活動し、連携しながら、生きがいと尊厳を持って、自立し、安心して暮らすことができるまちをつくりあげることが、本計画の目指すべき姿です。

○　そのための大きなポイントは、互いに支えあうことです。そして、計画の目指しているまちの姿を「笑顔で暮らし続けられる」まちとしました。

○　具体的には、地域の困りごとを「他人事」ではなく、「我が事」として主体的に捉え、みんなが参加し、連携してその解決を図るとともに、社会的な孤立が生じないように、互いに支え合う意識を醸成します。

○　また、地域の人材や資源を見つけ出し、育て上げて行くとともに、こうした地域の担い手と福祉の専門職や関係機関、行政が連携し、相互に補完しあえる仕組みづくりを進めます。

○　地域のニーズにきめ細かく対応し、困りごとには、複合的で、総合的な対応、まさに「丸ごと」の対応ができるような包括的なシステムの構築を目指します。

○　こうした取組により、笑顔で暮らし続けられる「あきしま」を実現します。

２　地域福祉推進の基本的な視点

基本理念の実現に取り組む際に、大切にすべきこととして、地域福祉推進の基本的な視点を設定します。また、それぞれの視点ごとに、施策の方向性を示します。

基本的な視点は、次の五つです。

１　すべての人が共に参加し、相互に支え合いながら、安心して暮らしていける地域をつくる

■　施策の方向性

○　地域の人たちが気軽に集い、交流し、安心して過ごせる場を形成する。

○　地域の人たちが、だれでも気軽に自分の悩みを語り、人の悩みを聴き、専門職と話せる環境をつくる。

○　身近な場所で相談ができ、困りごとにすばやく対応できる地域をつくる。

２　多様な主体がそれぞれの専門性や個性を活かし、つながりあって地域をつくる

■　施策の方向性

○　地域の一人の困りごとをみんなが「我が事」としてとらえ、その解決に向けて、様々な方法で関わっていく地域をつくる。

○　市民同士や、市民と行政・団体が連携し、協働で解決に取り組む地域をつくる。

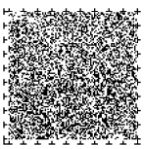

３　多様な主体が参加し、地域の困りごとを解決するための包括的な仕組みをつくる

■　施策の方向性

○　地域の課題を解決するために、人や組織が連携できる仕組みをつくる。

○　豊かな地域を目指し、地域住民が動き出し、それを行政や専門家などが支える仕組みをつくる。

○　連携をより強固にするため、協議を行い、意見を交わし、コラボレーションの基盤となる場をつくる。

４　生活に困窮する人を、自立につなげる環境をつくる

■　施策の方向性

○　様々な理由で生活に困窮し、地域で自立した生活を送ることが困難な人に対し、行政と支援事業に携わる専門職、そして地域の人々が連携して支え、その自立につなげて行く環境を整備する。

○　生活困窮者自立支援事業の適切で効率的な実施を図る。

５　地域における多様なバリアを軽減し、暮らしやすい環境をつくる

■　施策の方向性

○　地域における物理的なバリアの解消や改善を目指す。

○　心のバリアや情報のバリアを取り除き、お互いに理解し、だれもが暮らしやすい地域をつくる。

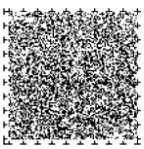

３　地域福祉の圏域

○　本計画における地域福祉の「圏域」の考え方は、基本的に昭島市全体を一つの地域として扱います。

○　また、地域福祉を実現するための様々な取組においては、自治会区域や、地域包括支援センター、小学校区、中学校区といった、それぞれの取組ごとに適切な「圏域」の単位を検討していくこととします。

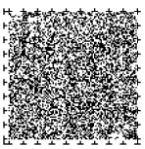

4　施策の体系

基本理念	地域福祉推進の基本的な視点
支え合いの輪が広がり　笑顔で暮らし続けられる　あきしま	**1　すべての人が共に参加し、相互に支え合いながら、安心して暮らしていける地域をつくる** ○　地域の人たちが気軽に集い、交流し、安心して過ごせる場を形成する。 ○　地域の人たちが、だれでも気軽に自分の悩みを語り、人の悩みを聴き、専門職と話せる環境をつくる。 ○　身近な場所で相談ができ、困りごとにすばやく対応できる地域をつくる。
	2　多様な主体がそれぞれの専門性や個性を活かし、つながりあって地域をつくる ○　地域の一人の困りごとをみんなが「我が事」としてとらえ、その解決に向けて、様々な方法で関わっていく地域をつくる。 ○　市民同士や、市民と行政・団体が連携し、協働で解決に取り組む地域をつくる。
	3　多様な主体が参加し、地域の困りごとを解決するための包括的な仕組みをつくる ○　地域の課題を解決するために、人や組織が連携できる仕組みをつくる。 ○　豊かな地域を目指し、地域住民が動き出し、それを行政や専門家などが支える仕組みをつくる。 ○　連携をより強固にするため、協議を行い、意見を交わし、コラボレーションの基盤となる場をつくる。
	4　生活に困窮する人を、自立につなげる環境をつくる ○　様々な理由で生活に困窮し、地域で自立した生活を送ることが困難な人に対し、行政と支援事業に携わる専門職、そして地域の人々が連携して支え、その自立につなげて行く環境を整備する。 ○　生活困窮者自立支援事業の適切で効率的な実施を図る。
	5　地域における多様なバリアを軽減し、暮らしやすい環境をつくる ○　地域における物理的なバリアの解消や改善を目指す。 ○　心のバリアや情報のバリアを取り除き、お互いに理解し、だれもが暮らしやすい地域をつくる。

施策のテーマ	施策
1　地域での居場所づくり	(1)　高齢者のサロン活動の充実 (2)　子どもの居場所づくり (3)　だれもが集える場所の整備
2　地域で気軽に相談出来る場づくり	
3　災害時に助けが必要な人への支援	
4　権利擁護の取組	(1)　権利擁護の取組の総合的な推進 (2)　成年後見制度の利用促進 (3)　市民後見人の育成と活用 (4)　虐待防止の推進 (5)　障害を理由とする差別の解消の推進
1　地域における福祉の担い手の育成	(1)　民生委員・児童委員の活動の支援 (2)　福祉人材の確保と育成
2　地域住民等との協働による課題の解決	(1)　昭島市社会福祉協議会との連携 (2)　地域課題の解決に向けたコーディネート機能の充実
1　地域と専門家、行政をつなぐ総合的な福祉サービスの提供	(1)　ボランティア活動の支援 (2)　高齢者の地域活動の推進 (3)　地域における見守り (4)　再犯防止の取組 (5)　自治会活動の支援 (6)　総合的な福祉サービスの提供
2　多様な地域課題への対応	(1)　高齢者、障害のある人、子ども・子育てへの支援と健康づくりの推進 (2)　難病患者への支援 (3)　自殺対策の取組の強化
1　生活に困窮する人への支援の充実 （昭島市生活困窮者自立支援計画）	
1　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 （昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針）	(1)　バリアフリーの推進 (2)　ユニバーサルデザインの展開 (3)　心のバリアフリーと情報のバリアフリーの推進

５　計画の基本指標

本計画の進捗状況を評価するための基本的な指標を、次のように設定します。

《計画の基本指標》

地域福祉推進の基本的な視点	施策のテーマ	基本指標			
		指標名	現状（平成29年度）	目標（平成35年度）	担当課/出典
1　すべての人が共に参加し、相互に支え合いながら、安心して暮らしていける地域をつくる	1　地域での居場所づくり	市内のサロン数	75（H30）	100（H32）	昭島市地域福祉活動計画（昭島市社会福祉協議会）
		高齢者各種教室事業への参加者数	1,436人（H28）	1,520人（H32）	高齢者保健福祉計画（H32）
	2　地域で気軽に相談出来る場づくり	相談窓口がわからない人	34.1%	25%	地域福祉市民アンケート
	3　災害時に助けが必要な人への支援	個別支援計画の策定数	0人 ※H33から策定を開始する予定	150人	生活福祉課
	4　権利擁護の取組	市民後見人として活動している人の人数	0人	7人 （平成29年度登録者数）	生活福祉課・昭島市地域福祉活動計画（昭島市社会福祉協議会）

地域福祉推進の基本的な視点	施策のテーマ	基本指標			
		指標名	現状（平成29年度）	目標（平成35年度）	担当課/出典
2　多様な主体がそれぞれの専門性や個性を活かし、つながりあって地域をつくる	1　地域における福祉の担い手の育成	地域活動に参加するつもりはない市民の割合	30.9%	25%	昭島市 市民意識調査
	2　地域住民等との協働による課題の解決	昭島ボランティアセンターの登録団体数	97団体	115団体	生活福祉課
3　多様な主体が参加し、地域の困りごとを解決するための包括的な仕組みをつくる	1　地域と専門家、行政をつなぐ総合的な福祉サービスの提供	昭島市地域包括支援センターの総合相談件数	13,552件	14,500件	介護福祉課
	2　多様な地域課題への対応	各個別計画の総合的な進捗状況	各個別計画の指標の達成率	各個別計画の指標の達成率	各個別計画の担当課
4　生活に困窮する人を、自立につなげる環境をつくる	生活に困窮する人への支援の充実	支援プラン作成数（生活困窮者自立相談支援事業）	52件	163件 （人口10万人当たり月12件）	国の目標(H29) 生活福祉課
5　地域における多様なバリアを軽減し、暮らしやすい環境をつくる	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	外出をあきらめたことがある人	16.9%	15%	地域福祉市民アンケート

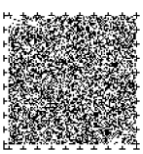

第４章　施策の展開

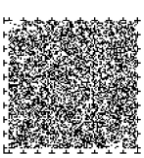

基本的な視点１
すべての人が共に参加し、相互に支え合いながら、安心して暮らしていける地域をつくる

１　地域での居場所づくり

（１）　高齢者のサロン活動の充実

■　現状と課題

○　市民ワークショップ（平成 30 年５月開催）では、高齢者が気軽に立ち寄り、楽しく過ごせる「居場所」が身近な地域にあると良いとの意見が出されました。

○　市では、昭島市社会福祉協議会と連携し、サロン活動の充実に努めています。平成 30 年５月現在、75 のサロンが市内で活動しています。市民ワークショップでもこうした活動は、高く評価されました。

○　サロン活動は、高齢者や子育て中の親子、認知症の人やその家族など、様々な市民を対象として、実施されていますが、75 のサロンのうち高齢者向けが 40、異世代交流などが 27 と、高齢者の居場所となるサロンが約９割を占めています。

○　高齢者対象のサロンでは、お茶を飲みながらの気軽なおしゃべりや、介護予防のため体を動かす取組などが行われています。子育て中の親や子ども向けのサロンでは、放課後の子どもの居場所の提供や、親を対象とした子育て相談などが行われています。異世代交流のサロンでは、気軽なおしゃべりの場づくりや、対象者を限定しない様々な催し物を行っています。

○　一人暮らしの高齢者は、社会や地域とのつながりが希薄となりがちです。地域の中に自分の居場所や立ち寄れる場所がないと、閉じこもりがちとなる高齢者も多く、サロン活動の更なる充実で、地域での「居場所」を確保することが大切です。

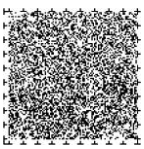

○　市民ワークショップでも意見が出されていましたが、サロン活動の充実には、活動場所の確保が大きな課題となっています。また、活動の担い手づくりを進めることも必要です。

■　**取組の方向性**

○　高齢者の孤立化の防止や介護予防の視点から、気軽に立ち寄り、気軽に参加できるサロンの活動の更なる充実を図るため、運営の場の確保や、新たに居場所の提供を行う団体の支援に努め、地域での多様な「居場所」づくりに取り組みます。

（２）　子どもの居場所づくり

■　**現状と課題**

○　市内では、子ども食堂と居場所づくりを兼ねたサロンが１か所、学習支援のサロンが３か所活動しています。また、社会福祉法人や民間の団体により、子ども食堂が２か所、食事を提供する学習支援が１か所運営されています。更に、市の委託事業として、子どもの学習支援事業を１か所で実施しています。

○　子どもが健やかに成長していくためにも、気軽に立ち寄り、リラックスして過ごすことができ、なんでも相談できる子どもの居場所の提供が必要となっています。

○　都では、子ども食堂や子どもの「居場所」づくりなどに対し、市を経由した助成を行っています。

■　**取組の方向性**

○　社会福祉法人や民間団体とも連携し、学習支援や食事の提供、相談支援などを一体的に行う子どもの「居場所」づくり活動を推進します。

○　都の補助制度を活用した、事業の立ち上げや運営までの相談支援や、その際の初期経費の助成などについて検討を進めます。

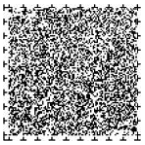

（３） だれもが集える場所の整備

■ 現状と課題

○ 市民ワークショップでは、サロン活動についての意見交換が盛んに行われましたが、その中では、子どもと高齢者が関われる機会や子育て世代が意見交換できる場、男性が参加しやすい環境が大切であるなどの意見が出されました。

○ 現在、市内では、昭島市社会福祉協議会を中心として、ボランティアや民生委員・児童委員の協力の下、高齢者サロンや子育てサロンなど、様々なサロン活動が行われています。

○ こうした対象者別の取組に加え、市民ニーズや地域の課題が複雑化・多様化する中で、市民のだれもが気軽に立ち寄れる「居場所」を整備する必要が生じています。

○ こうした「居場所」をいつでも気楽に利用できるようにするためには、同じ場所での常時開設が望ましいのですが、公的施設を活用する場合は、施設が空いている時間帯を活用するため、特定の曜日や時間帯のみの開設にとどまらざるを得ません。

■ 取組の方向性

○ 地域住民相互の連携と協力による地域づくりや地域の課題解決の拠点として、年齢や性別、職業や障害の有無などに関わらずだれもが気軽に集える交流の場の整備に向け、公共施設以外での開設を含め、すべての施設の有効活用を総合的に検討していく必要があります。

○ 昭島市社会福祉協議会や社会福祉法人などと連携し、また、昭島市社会福祉協議会に設置した地域福祉コーディネーターを活用することにより、こうした「居場所」を運営する人材の発掘や育成を支援していきます。

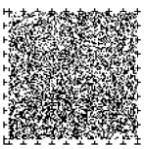

２　地域で気軽に相談出来る場づくり

■　現状と課題

○　市民アンケート（「昭島市地域福祉計画」策定に向けた地域福祉に関する市民アンケート）（平成 29 年９月実施）の結果から、回答者の 12.2％が近所の人が福祉に関して困っていることに気づいています。また、家族や近所の人が福祉に関して困っているときの行動として、高齢者は近隣や自治会に相談する人が多く、中年層は市役所に相談する傾向があります。

○　また、「相談窓口がわからない」や「身近に相談相手がいない」など、相談先を確保することの不安が多くあげられています。なお、不安は特にないという回答は、３割を超えています。

○　「社会福祉法」の改正により、市区町村は、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を整備するよう努めることとなりました。市区町村には、地域課題の解決に向けた市民の主体的な取組を支援するとともに、解決が困難な課題に対しては、関係機関や関係団体と連携し、総合的な相談支援体制を整備することが求められています。

○　市では、行政窓口としての総合的な相談窓口のほか、「介護保険法（平成９年法律第 123 号）」に基づく地域包括支援センター、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく相談支援センター、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」に基づく子育てひろば（地域子育て支援拠点）、「母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）」に基づく子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）、「生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）」に基づく自立相談支援機関（昭島市くらし・しごとサポートセンター）、「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）」に基づく福祉事務所など、各分野の専門相談窓口を設置し、直接又は社会福祉法人などに委託して運営しています。

○　複合的な課題やはざまの課題に包括的に対応するためには、分野ごとの縦割りを排除し、課題の困難性に応じて、情報と支援が複層的につながっていく仕組みを整備することが必要です。

○　相談窓口や支援関係機関などの組織と専門職が持つスキルの充実・強化を図り、相互に連携することで、アセスメント機能とコーディネート機能を最大限発揮して地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制を整備する必要があります。

○　こうした体制の整備につながる協議体やコーディネート機能が複数存在し、参画する関係者が重複している場合も見受けられます。国の制度設計上の課題とも捉えることができますが、既存の協議の場の活用や機能の整理、再構築なども含め、地域における適切な体制の整備を検討することも必要となっています。

■　取組の方向性

○　地域福祉の推進に向けて、どのような相談でも包括的に受けることができ、だれもが気軽に利用できる分かりやすい相談窓口の設置を進めていきます。

○　「社会福祉法」では、地域包括支援センターなどの事業を運営する者は、自ら解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、支援の必要性を検討した上で、関係機関に対し、課題の解決に資する支援を求めるよう努めるものとされています。こうしたことから、昭島市地域包括支援センターを地域における相談支援の拠点として位置づけていくことについて、その機能や人的資源、専門性の確保などを含め、市民や関係機関、関係団体の意見なども踏まえる中で、総合的に検討していきます。

3　災害時に助けが必要な人への支援

■　現状と課題

○　市民アンケートの結果から、回答者の 9.9%が災害時に一人で避難できず、そのうち 21.9%が避難を助けてくれる人がいない状況であることがわかりました。

○　市民ワークショップでは、個人情報を活用しなければ、いざというときの支援は難しいという意見があった一方で、個人情報が漏れることが心配であるとの意見もありました。また、隣近所での共助の取組が大切であるなどの意見も出されました。

○　平成 25 年度の「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号)」の改正により、避難行動要支援者の安全を確保するため、必要な措置を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市区町村に義務付けられるなど、避難支援の強化が図られました。

○　これを受け、市では、避難行動要支援者名簿や避難支援プランの作成を進めるとともに、「自助」「共助」「公助」の役割に基づき、各主体が連携して支援体制を確立していくことを基本として、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策の充実強化を図っています。

○　社会福祉施設などは、高齢者や障害のある人、子どもなど自力での避難が難しい人が多く利用する施設であることから、利用者の安全・安心を確保するため、ブロック塀などの外構施設も含め、施設の耐震化を更に進める必要があります。

○　耐震化の推進に関しては、都の補助制度などもありますが、費用負担や賃貸借などにより運営主体が所有していない施設も多く、所有者との調整などが課題となっています。

○　市では、市内の特別養護老人ホームと災害時における要支援者などの受入れについて協定を締結するとともに、１施設において、防災拠点型地域交流スペースを整備しています。また、「あきしま地域福祉ネットワーク」とは、災害時における要支援者などの安否確認について、協定を締結しました。

■　取組の方向性

○　防災や社会福祉の関係機関と連携し、要配慮者に関する情報の共有化、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プラン策定などの避難支援体制の整備や、避難所、福祉避難所、在宅での生活を支援する体制の整備に努めます。

○　災害が発生した際には、関係機関と連携して、昭島市地域防災計画に基づき、被災状況に応じた要配慮者などの総合的な支援を図ります。

４　権利擁護の取組

（１）　権利擁護の取組の総合的な推進

■　現状と課題

○　昭島市地域包括支援センターに寄せられる権利擁護に関する相談は近年増加傾向にあり、平成 29 年度は 2,000 件弱となっています。また、昭島市子ども家庭支援センターに寄せられる虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。

○　昭島市社会福祉協議会では、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人に対し、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常金銭管理サービスや書類預かりサービスなどを提供しています。市では、昭島市社会福祉協議会のこうした取組を支援しています。

○　判断能力はあるが一定の支援が必要な市民や、こうした市民の判断能力が低下した場合などについても、福祉サービスの適切な利用と権利擁護がしっかりと図られるよう、関係機関などと連携し、総合的な支援に努めています。

○　公正かつ中立的な立場のオンブズパーソンが、市政に関する市民の利害にかかわる苦情を市民に代わり解決し、市民の権利利益を擁護する「昭島市総合オンブズパーソン制度」を実施しています。

■　取組の方向性

○　福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、成年後見制度の利用相談、判断能力が十分とはいえない人の権利擁護相談など、福祉サービスの利用者などに対する支援が総合的・一体的に実施できるよう、体制の更なる整備に努めます。

（２）　成年後見制度の利用促進

■　現状と課題

○　成年後見制度は、家庭裁判所において選任された成年後見人などが、認知症や、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の財産管理や身上保護を行い、支援する制度で、消費者被害や虐待などの防止にも効果があります。

○　市では、成年後見制度の積極的な活用を図るため、後見人などのサポートや地域資源との連携を図る成年後見制度推進機関として、昭島市社会福祉協議会に「地域福祉・後見支援センターあきしま」を設置し、運営を委託しています。

○　成年後見制度の更なる利用促進を図るとともに、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善していくため、平成 28 年５月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」が施行され、平成 29 年３月には、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

○　この基本計画では、市区町村の役割として、中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備が示されており、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（以下「市町村計画」という。）の策定が努力義務化されました。

○　中核機関は、制度の広報、相談支援、担い手の育成などを含む成年後見制度利用促進、親族後見人を含む後見人支援などが主な役割とされており、市では、既に「地域福祉・後見支援センターあきしま」を設置していますが、中核機関に求められる基本的な役割をしっかりと果たせるよう、引き続き昭島市社会福祉協議会と連携した取組を進める必要があります。

○　成年後見制度の更なる利用促進を図るためには、推進機関を中心とした地域連携のネットワークを強化することが重要とされており、専門機関や地域包括支援センター、民生委員・児童委員、地域住民などのネットワークの構築が課題となっています。また、都では、裁判所なども含めた関係機関の協議の場を設置するとしています。

○　努力義務である市町村計画の策定を検討していく中では、地域連携のネットワークを段階的に構築して行くことを目的の一つとして掲げる必要があります。

＜東京都における成年後見制度の支援体制＞

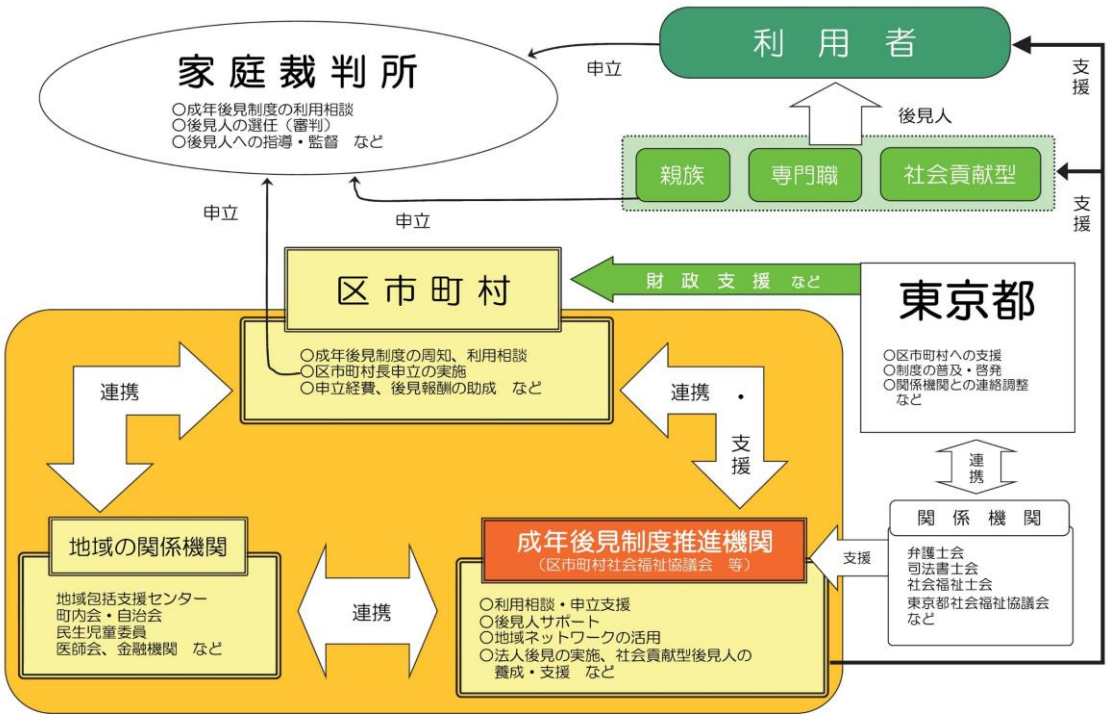

出典：東京都地域福祉支援計画

■　取組の方向性

○　市民のだれもが気兼ねなく、成年後見制度の利用相談などが受けられるように、「地域福祉・後見支援センターあきしま」を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

○　都が設置する家庭裁判所や専門職、関係機関との協議の場を活用し、情報の交換や共有を進め、機関相互の連携の強化を図ります。

○　市町村計画の策定に向け、情報の収集や計画に規定する内容の検討を進めます。

（３）　市民後見人の育成と活用

■　現状と課題

○　成年後見制度の利用促進を図るためには、後見活動を担う市民の裾野を広げて行くことが大切です。後見業務に意欲を持つ市民に研修や体験実習などを実施し、市民後見人として活躍できる人材の確保が不可欠となっています。

○　都の市民後見人の研修会参加者を昭島市社会福祉協議会において登録しています。これら登録者は、実際の後見活動につながっていないため、今後、市民後見人として活用することが課題となっています。

○　身近に頼りになる親族がおらず経済的余裕もない場合など、地域の権利擁護の担い手として、市民後見人が果たす役割は、大変重要となっています。

■　取組の方向性

○　一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などの増加を見据え、後見人の担い手を確保するため、市民後見人の育成を進めるとともに、実際の後見活動につなげて行くように、市民後見人の支援体制の整備を図ります。

○　都が設置する関係機関との協議の場などを活用し、市民後見人の活動に関する情報の共有や課題の解決に向けた連携の強化を図ります。

（４）　虐待防止の推進

■　現状と課題

○　自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重され、人生を尊厳をもって過ごすことは、介護や支援の必要の有無に関わらずだれもが望むことです。しかし現実には、家族や親族などが人権を侵害してしまう「虐待」が問題となっています。虐待を受けた人の中には、辛くても不満があっても、声を出せない人もいます。

○　すべての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。しかしながら、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

○　市における児童虐待対策は、昭島市子ども家庭支援センターを中心として、児童相談所や子育て世代包括支援センターなどの関係機関と連携し、総合的な推進に努めています。

○　また、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、子どもや保護者に関する情報の共有や支援内容の協議を行う場として、「昭島市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

○　高齢化が進み、被介護者の人数が増えるとともに、高齢者虐待の問題が深刻化しています。高齢者への虐待は、自宅や施設、病院など、さまざまな場所で起きており、厚生労働省の調査でも、高齢者虐待の件数は年々、増加傾向にあります。

○　都では、高齢者虐待防止・権利擁護に関し、市区町村や地域包括支援センターの職員などの支援に向け、高齢者権利擁護支援センターを設置し、社会福祉士などによる専門相談、高齢者虐待に係る困難事例対応や、権利擁護業務の体制整備・啓発活動に関する相談などに対応しています。また必要に応じて、弁護士による相談も実施しています。

○　市では、昭島市地域包括支援センターを中心として、高齢者虐待の予防や未然防止、虐待事例への適切な対応を図っています。また、高齢者虐待対策の専門職として、担当課に社会福祉士（嘱託職員）を配置しています。

○　障害のある人の虐待防止対策としては、その相談窓口として昭島市障害者虐待防止センターを設置し、同センターを中心とした関係機関の連携により、虐待の早期発見やその防止に努めています。

■　取組の方向性

○　児童や高齢者、障害のある人などの虐待対策を担当する職員が虐待事例などに対して適切かつ迅速に対応するために必要な知識及び技術を習得し、権利擁護支援に係る実践力及び対応力の向上が図られるように、研修体制の更なる充実を図ります。

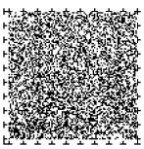

○　児童虐待対策に関しては、子どもの命が失われることがないよう、昭島市子ども家庭支援センターを中心とした連携の取組をさらに強化していくとともに、昭島市子育て世代包括支援センターによる、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供を図り、妊産婦などの孤立感や負担感の解消に努めます。

○　高齢者の虐待対策に関しては、虐待の早期発見に特化することなく、孤立防止や認知症の見守り事業などとあわせた総合的な見守りネットワークの整備を図ります。

○　また、昭島市地域包括支援センターを中心とした虐待予防や未然防止、虐待事例への適切な対応の更なる充実・強化を図るとともに、高齢者が尊厳を持って地域で安心して暮らしていけるように、地域包括ケアシステムの構築を進め、支援が必要な高齢者を地域全体で支えて行くまちづくりに努めます。

（５）　障害を理由とする差別の解消の推進

■　現状と課題

○　すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました。共生社会の実現と障害を理由とする差別の解消に向け、障害のある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことが強く求められています。

○　「障害者差別解消法」では、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由とした、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

○　また、地域における様々な関係機関が、各自の役割や地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることとされており、こうしたネットワークの構築が課題となっています。

○　市では、障害に対する正しい理解を進め、障害を理由とした差別を解消するため、職員研修を実施し、「障害を理由とする差別の解消に関する昭島市職員対応マニュアル」の徹底を図っています。

■　取組の方向性

○　社会全体で障害と障害のある人への理解を深め、障害を理由とする差別をなくしていくため、普及啓発を一層進めていきます。

○　障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、既存の協議体の活用なども含め、具体的な検討を進めます。

基本的な視点２
多様な主体がそれぞれの専門性や個性を活かし、つながりあって地域をつくる

１　地域における福祉の担い手の育成

（１）　民生委員・児童委員の活動の支援

■　現状と課題

○　民生委員・児童委員は、「民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号)」に基づき厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアであり、特別職の地方公務員（非常勤）に該当します。任期は３年で、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号)」に定める児童委員を兼務しています。また、東京で民生委員が誕生してから、平成 30 年で 100 年となりました。

○　民生委員・児童委員は、市民の身近な相談相手として、市民が抱える課題について、市民の立場に立って相談に応じ、日常的な見守りや関係機関への橋渡しなど、地域福祉の推進のために様々な活動を行っています。

○　近年、少子高齢化の急速な進展などにより、人と人とのつながりが希薄になり、社会から孤立する人々が生じやすくなっています。経済的困窮やひきこもり、認知症など、複合的な課題を抱えた人も増加しており、こうした課題を丸ごと受け止め、常に市民に寄り添い、行政や関係機関などとの架け橋となって適切な支援につなげる民生委員・児童委員の活動は、地域福祉の推進に欠かせない存在となっています。

○　一方、市民が抱える地域生活課題の複雑化・多様化に伴い活動量は増加を続けています。また、行政や関係機関などから様々な業務が依頼されており、民生委員・児童委員が抱える負担は増大しています。

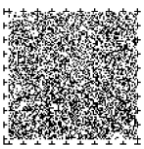

○　市の民生委員・児童委員の定員は、85 名となっていますが、業務の困難性や負担感の増加などにより、担い手不足が課題となっています。

○　市民ワークショップでは、何もかも民生委員・児童委員にお願いすることは難しいので、担当業務の整理が必要であるとか、民生委員と自治会や地域のボランティアとの連携が大切であるとの意見が出されました。

○　民生委員・児童委員の担い手を確保するためには、民生委員・児童委員の役割と活動内容を正確に伝えるとともに、活動の充実感、やりがいなどを積極的に周知していく必要があります。

○　また、複雑化・多様化する地域生活課題を把握し、解決に向けて取り組むためには、行政だけではなく、連携して活動する関係機関などの職員や地域住民等に対し、民生委員・児童委員の活動の意義を広く周知することで、より一層の信頼と理解を得ることが重要です。

■　取組の方向性

○　活動の多様化に対応するため、幅広い知識の習得や相談スキルの向上を目指し、経験や役職などに応じた効果的な研修を実施します。

○　都の独自の取組として、「民生・児童委員協力員制度」があります。これは、協力員が地域福祉に関して幅広く活動している民生委員・児童委員の業務に協力し、一緒に活動することで、地域の安全・安心を高め、地域福祉力の向上を図ることを目指したものです。この制度を活用し、民生委員・児童委員の負担の解消を図るとともに、未来の民生委員・児童委員候補者の育成にも努めます。

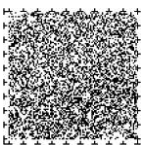

○　５月の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」を中心に、昭島市民生委員・児童委員協議会と連携して、民生委員・児童委員の役割や具体的な活動内容などを積極的に周知していきます。

○　今後、地域の実情を踏まえながら民生委員・児童委員の活動範囲について整理・検証し、地域福祉における活動の中核として、力を効果的に発揮できる環境を整備していきます。

（２） 福祉人材の確保と育成

■ 現状と課題

○　市民ワークショップでは、福祉を学ぶための実習環境を地域に整備し、より福祉に関心を持ってもらえれば、福祉の仕事の就業率が向上するのではないかとの意見がありました。

○　介護、保育、障害福祉などの福祉サービスの分野では、待機児童対策、高齢者や障害のある人の施策推進などに対応していくため、それらを担う人材の安定的な確保が必要となっています。

○　しかしながら、東京都の平成 28 年度の有効求人倍率は、介護関係職種が 5.86 倍、保育士が 4.86 倍と、都内全職業 1.74 倍と比べ、非常に高くなっています。また、平成 29 年 10 月時点では、介護関係職種が 6.55 倍、保育士が 5.99 倍と、人材の確保は更に厳しさを増し、慢性的な人手不足となっています。

○　離職率をみると、都内介護サービス事業所における離職率は低下傾向も見られるものの、平成 28 年度で 14.9％と、全産業の 13.4％に比べ高い状況にあります。

○　こうした状況に対応するため、福祉の仕事の魅力ややりがいを正しく理解してもらい、福祉の仕事を目指す人や、就労した人の早期離職の防止につなげるとともに、離職して働いていない有資格者への再就職の支援など、福祉人材の確保・定着を図ることが重要な取組となっています。

○　また、就労先となる福祉関係施設などにおいては、専門職の業務負担の軽減や補助的な業務を担う人材の確保、業務の効率化に向けた取組を推進し、働きやすく魅力ある職場としていくことも大切な取組です。

○　都では、福祉事業者、職能団体、養成施設、就労支援機関、行政機関などが参画する東京都福祉人材対策推進機構を設立し、東京都福祉人材センターとの連携により、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう、人材の掘り起こしから育成、定着までを総合的に支援しています。

○　また、人材育成、仕事の評価と処遇、ライフ・ワーク・バランスなど、働きやすさの指標となる「働きやすい福祉の職場 ガイドライン」を策定し、これを踏まえた職場づくりに取り組み、「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」を行う高齢・児童・障害分野の事業所の情報をインターネットで公表し、支援しています。

○　市民ワークショップでは、若いうちから、福祉がなぜ必要なのか正しく理解し、しっかりと身につけて行く必要があるなどの意見がありました。

■　取組の方向性

○　都の「働きやすい福祉の職場ガイドライン」や「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」などについての周知を図り、働きやすい事業所の「見える化」を促進し、福祉人材の確保につなげるとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図ります。

○　ハローワークや市内の福祉関係の事業所と連携し、就職相談会の開催など、福祉職を目指す人と職場のマッチングの取組を進めます。

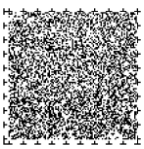

○　小中学校における福祉教育や生涯学習の場など、様々な機会を活用して、福祉の仕事の大切さややりがいを実感し、より身近に感じてもらえるよう、情報提供や啓発に努め、福祉人材の確保につなげていきます。

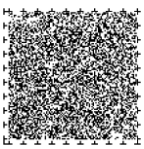

２　地域住民等との協働による課題の解決

（１）　昭島市社会福祉協議会との連携

■　現状と課題

○　昭島市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間組織（社会福祉法人）で、「社会福祉法」に基づき、設置されています。地域の様々な課題解決に向け、行政はもとより、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉施設、専門機関などと連携し、協力しながら活動しています。

○　具体的には、昭島ふれあいほっとサロンや地域元気ネットワーク事業の実施、ボランティア活動の推進、成年後見制度などの権利擁護に関する活動、災害時要援護者対策、生活福祉資金の貸付けなど、地域福祉に関する幅広い活動を行っています。

○　近年、地域の生活課題が深刻化・複雑化し、制度のはざまに陥り、課題を抱える市民が必要な支援につながりにくい状況も生じています。こうした市民を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むことが求められており、行政とともに地域における幅広い協働・連携体制の中心となる社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。

○　平成 28 年の「社会福祉法」の改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法人に対して「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。これに対応するため、昭島市社会福祉協議会が中心となり、市内の社会福祉法人の連絡協議会「昭島市社会福祉法人ネットワーク」を設置し、具体的な取組の検討を進めています。

■　取組の方向性

○　市民主体の地域福祉活動を計画的に展開するため、昭島市社会福祉協議会が策定した、市民や民間団体の活動・行動計画である「昭島市地域福祉活動計画」について、連携・協力しながら、また、社会福祉施設を運営する事業者やボランティア団体など、地域福祉を推進する団体の参加を求めながら、本計画と合わせ、その推進に努めます。

○　社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに対応した「地域における公益的な取組」をしっかりと実施できるように、昭島市社会福祉協議会の取組を支援していきます。

（２）　地域課題の解決に向けたコーディネート機能の充実

■　現状と課題

○　地域住民の困りごとを地域で解決して行くためには、地域住民相互や地域住民と関係者とをつなぐネットワークづくりや、解決の基盤となる資源を把握し、その育成や活用のための仕組みづくりを進める必要があります。

○　こうした役割を担う人材として、昭島市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置しています。

○　地域福祉コーディネーターの主な活動内容は、市民のニーズや地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関などに適切につなぐことです。制度のはざまにある課題や複雑な課題を抱えた市民に寄り添いながら、地域住民や関係機関、行政などと連携して個人を支援します。また、地域の資源などを把握する中で、市民主体の活動や仕組みづくりなどの構築を支援し、運営が軌道に乗るまでの寄り添い型の支援を行うことで、市民の自主的な活動の充実を図ります。

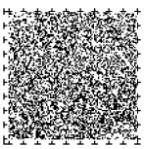

○　地域づくりを担う人材には、地域福祉コーディネーターのほか介護保険制度による生活支援コーディネーターなどいくつかの専門職がいます。相互の役割を大きく重複させることがないように、相互に連携を図り、効率的で効果的な対応が求められています。

○　コーディネート職が中心となった、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体の設置も課題の一つとなっています。

■　取組の方向性

○　地域福祉コーディネーターなどの専門職の機能を最大限に活用し、複合化・複雑化した地域課題の解決につなげるため、専門職を中心とした協議体の設置を進めます。

○　地域福祉コーディネーターなどの活動内容の可視化を図り、その内容と意義の周知を進めるとともに、地域住民主体の課題解決体制が地域に根付き成長して行くことができるよう、活動の支援に努めます。

○　コーディネート職が把握したニーズの解決が、地域だけで困難な場合などは、ボランティアや、ＮＰＯ、民間事業者などを活用した総合的な取組を検討します。

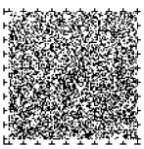

基本的な視点３
多様な主体が参加し、地域の困りごとを解決するための包括的な仕組みをつくる

１　地域と専門家、行政をつなぐ総合的な福祉サービスの提供

（１）　ボランティア活動の支援

■　現状と課題

○　市民アンケートの結果を見ると、回答者の約半数は、地域団体やボランティア団体、趣味の団体などに参加していません。

○　少子高齢化の進展や社会状況の変化にともない、地域課題の解決に関して市民がお互いに支え合う必要性は、ますます増大しており、ボランティアやＮＰＯが行う社会貢献活動の役割が重要となっています。

○　市では、昭島市社会福祉協議会に昭島ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の総合的な推進を図っています。

■　取組の方向性

○　ボランティア活動を充実させるため、ボランティア同士が連携を深め、共同して活動できるような環境を整備していきます。

○　ボランティアの裾野を広げ、多様な人材の活用を図るため、老人クラブと連携した取組や若年層への体験の機会の提供、企業の社会貢献としてのボランティア活動の推進などを図ります。

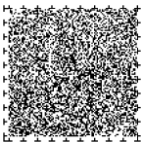

（２） 高齢者の地域活動の推進

■ 現状と課題

○ 高齢化は進展していますが、高齢者のうち、介護認定を受けている人の割合は２割を下回っており、健康で元気な高齢者も増加しています。高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者自身が、地域とのつながりを持ちつつ、「地域社会を支える担い手」となり、地域住民相互の支え合いに参加して行くことが大切です。

○ 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりや、保健福祉の向上に努めることを目的としています。市内では、53 団体が活動しており、その連合組織である昭島市老人クラブ連合会は、平成 31 年に設立 60 周年を迎えます。

○ 第一次ベビーブームの時期に生まれた「団塊の世代」も、60 歳代後半を迎え、生活の中心が地域社会へと移っている人も多いと推測されます。「団塊の世代」をはじめ、多くの高齢者が「地域社会を支える担い手」として、支援を必要とする高齢者のサポートや一人暮らし高齢者の見守りなどに積極的に関わるとともに、地域において高齢者が相互に助け合い、支え合う活動を充実させていくことが期待されています。

○ 団塊の世代も平成 37（2025）年には 75 歳を超え、後期高齢者となります。こうした人々が担ってきた地域活動を、それ以降の世代にうまくバトンタッチして行くことが、一つの課題となっています。

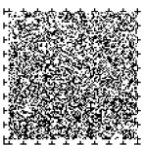

■　取組の方向性

○　多様なニーズを持つ高齢者が、地域社会で活躍することにより、生きがいづくりや自己実現につながるよう、ボランティアなどの社会活動や地域活動への参加、また、福祉施設などでの就労などについて支援していきます。

○　引き続き、老人クラブ活動などを支援し、高齢者の健康増進や仲間づくり活動、世代を超えた交流の促進などを図ります。

（3）　地域における見守り

■　現状と課題

○　近隣住民や行政などとの接触が希薄な一人暮らし高齢者が増加しており、高齢者が地域社会とのつながりを欠いたまま亡くなる、いわゆる「孤立死」の問題がクローズアップされています。また、孤立とはいえないものの、地域社会の中で、自分の居場所や活動する場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。

○　かつての地域社会では、住民同士の助け合いも多く見られましたが、都市化の進展などにより、こうした地域における「互助」の機能が低下してきています。

○　市民アンケートの結果を見ると、近所の人から手伝いを依頼された場合に、手伝わないと回答した人は、6.7％と低い数値となっています。手伝いの内容にもよりますが、多くの市民は、できる範囲で互いに助け合うことは必要であると考えていることがうかがえます。

○　自治会など近隣の住民同士による「緩やかな見守り」、民生委員・児童委員などによる「担当による見守り」、昭島市地域包括支援センターなどでの「専門的な見守り」を相互に連携しながら機能させ、地域から孤立しがちな高齢者の支援につなげる仕組みづくりが必要となっています。

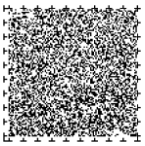

○　市では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、昭島市地域包括支援センターを中心とした、地域住民、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、関係機関、協力事業者の連携による「高齢者見守りネットワーク事業」を実施しています。平成 29 年度には 44 件のケースに対応しました。

■　取組の方向性

○　地域における「互助」の機能を高め、地域住民が主体となって一人暮らしの高齢者などを見守り、支え合う仕組みづくりを進めます。

○　地域のボランティアの育成を進めるとともに、地域で高齢者を見守るネットワークの更なる充実、強化に努めます。

（４）　再犯防止の取組

■　現状と課題

○　我が国における犯罪の実態を見ると、再犯者による事件が約６割を占めています。犯罪や非行をした人が社会に戻った後、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるように支援して行くことは、地域における安全で安心な暮らしの確保につながる、大切な取組です。

○　国は、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号)」を策定しました。法では、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、地方自治体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施すること、また、国の再犯防止推進計画を踏まえた地方再犯防止推進計画の策定を努力義務として位置付けました。

○　保護司は、社会奉仕の精神から、犯罪や非行をした人の社会復帰と更生を助けるとともに、犯罪の予防のための啓発や社会を明るくする運動などを担っています。保護司の制度は、保護観察という刑事政策の一翼を民間の篤志家である保護司が無給ボランティアで担うという、世界にも余り例を見ない取組となっています。

○　保護司の定数は、「保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）」で全国 52,500 人を超えないことと定められています。しかし実人員は減少傾向にあり、市においても、定員を割り込む状況が続いています。また、年齢構成や平均年齢の推移から、高齢化の進展も顕著であり、保護司の安定的確保が課題となっています。

■　取組の方向性

○　市の地域性を踏まえ、関係機関との連携による再犯防止施策の実施や地方再犯防止推進計画の策定について、総合的な検討を進めます。

○　保護司の負担軽減に努めるとともに、保護司活動の周知を図り、地域における活動への理解を深め、保護司として活躍いただける人材の育成と確保を進めます。

（５）　自治会活動の支援

■　現状と課題

○　自治会は、地域コミュニティ活動や防災・防犯など、地域を支える重要な役割を担っています。しかしながら、市における自治会の組織率は低下傾向を続け、平成 30 年 4 月 1 日現在、35.4%となっています。高齢化や活動の担い手不足などにより、地域の課題に十分に対応できない側面もあり、その体制や取組を充実・強化していくことが課題となっています。

○　市民のライフスタイルや価値観の変化、また若年層は転出入が激しいことなどにより、地域における自治会との関わりは希薄化し、地域力の低下が生じています。

○　市民アンケートの結果でも、自治会への加入者は、高齢者層で高く、若年層で低い傾向がうかがえます。

○　都では、自治会が地域課題を解決するための取組に対して、「地域の底力発展事業助成」などによる支援を実施しています。

■　取組の方向性

○　自治会組織が、地域の課題を効果的に解決することができるように、自治会への加入促進や自治会活動の担い手の育成を支援します。

○　地域における自治会活動は、地域社会の活性化や安全・安心なまちづくりを進め、ひいては地域の魅力向上にもつながります。どのような活動を担っているのかについて周知を図り、地域住民の理解の向上に努めます。

（６）　総合的な福祉サービスの提供

■　現状と課題

○　障害のある人が65歳以上になって介護保険の被保険者となると、介護保険サービスの利用を優先するという規定により、それまで利用してきた障害福祉サービス事業所が使えなくなるという場合がありました。

○　引き続き、使い慣れた事業所でのサービスの利用や、地域の実情に合わせて限られた福祉人材を有効活用するという視点から制度改正が行われ、デイサービス（通所介護）、ホームヘルプサービス（訪問介護）、ショートステイ（短期入所生活介護）について、高齢者や障害のある人が共に利用できる「共生型サービス」が介護保険、障害福祉にそれぞれ位置付けられました。

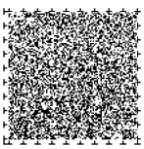

○　共生型サービスでは、高齢者や障害のある人を受け入れることから、それぞれの利用者の特性に応じたサービスの質の確保や両制度で異なる職種（介護支援専門員や相談支援専門員など）の連携を図ることなどが求められています。

○　高齢者、障害のある人、子どもなど、年齢や必要とする支援の内容にかかわらず、だれもが適度な距離感の中で一緒に過ごし、相談したり、専門的な支援を受けることなどができる、総合的な福祉サービスを提供する事業所は、分野や世代を超えて分け隔てなく支え合う地域福祉の拠点となり得ます。しかしながら東京都においても、こうした事例は限定的となっています。

○　福祉サービスの対象ごとに、事業所の設備・人員に関する基準が定められています。このため、国は、平成 28 年に、現行の基準の範囲内で人員の兼務や設備の共用が運用上可能な事項を示すガイドラインとして、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」を策定しました。

■　取組の方向性

○　新たに創設された共生型サービスが適切に提供されるよう、事業者などに対し、運営などの基準や介護報酬の仕組みなどについて、必要な情報提供を行っていきます。

○　市の実情に応じた、総合的な福祉サービスの展開が図れるよう、設備・人員基準の運用などについて、事業者に対する適切な情報提供に努めます。

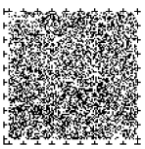

２　多様な地域課題への対応

（１）　高齢者、障害のある人、子ども・子育てへの支援と健康づくりの推進

○　これらの現状と課題、取組の方向性については、昭島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、昭島市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、昭島市特別支援教育推進計画、昭島市子ども・子育て支援事業計画、健康あきしま 21 など、個別計画に定めるところによるものとします。

（２）　難病患者への支援

■　現状と課題

○　「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号)」が施行され、難病患者に対する医療費助成が、法で明確に位置付けられました。助成対象となる国指定難病は、平成 30 年 4 月 1 日現在 331 疾病となっています。

○　難病患者に対しては、各疾病の特性に応じ、社会参加の機会確保と地域社会における尊厳の保持や、共生のための支援策が求められています。

○　難病については、できる限り早期に正しい診断ができ、状態が安定している場合には、より身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を構築するなど、医療の充実が必要です。

■　取組の方向性

○　難病患者などが地域で尊厳を持って生活することができるように、難病に対する正しい知識の周知に努めます。

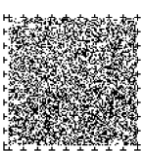

○　都に対し、地域のかかりつけ医も含めたネットワークの構築を進め、診断から在宅での療養生活までの切れ目ない医療の提供が図られるように、また、引き続き医療費などの助成を着実に実施するよう、機会を捉え要望していきます。

（３）　自殺対策の取組の強化

■　現状と課題

○　平成 22 年以降の市の自殺者数の推移をみると、平成 23 年の 29 人をピークに減少傾向を示し、平成 25 年～平成 28 年の４か年は 20 人前後で推移しています。なお、平成 29 年には若干増加し、23 人となっています。

○　また、同期間の自殺死亡率の推移をみると、平成 23 年の人口 10 万人あたり 26.02 人をピークに平成 25 年の 16.82 人まで低下していましたが、その後は増加に転じ、平成 29 年には 20.39 人となっています。なお、この値は、全国の 15.70 人、東京都の 16.70 人を上回っています。

○　自殺の多くは、「追い込まれた末の死」です。健康不安、経済・生活状況、家庭環境など様々な社会的要因が複雑に関係しており、個人的な問題としてのみ捉えることはできません。また、社会的な取組により未然に防止できるものであり、関係機関が一体となって自殺防止の取組を推進していく必要があります。

○　平成 28 年に「自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号)」が改正され、市区町村で自殺対策計画の策定が義務化されました。これを受け、平成 31 年度には、「昭島市自殺対策計画（仮称)」を策定できるよう、準備を進めています。

■　取組の方向性

○　自殺は、その多くが防ぐことができるという考えの下、平成 31 年度に策定を予定している「昭島市自殺対策計画（仮称）」の推進を基本として、「だれも自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策の総合的な推進を図ります。

○　様々なストレスが自殺の原因となります。こうしたストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進を図る中で、いじめや過重労働、ハラスメントの対策など、学校や職場の環境改善に向け、教育委員会や企業などとの連携を強化し、効果的な対策につなげていきます。

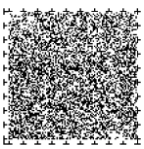

基本的な視点４
生活に困窮する人を、自立につなげる環境をつくる

（昭島市生活困窮者自立支援計画）

１　生活に困窮する人への支援の充実

■　現状と課題

○　生活保護制度に至る前の第二のセーフティネットとして、生活困窮者への支援を充実・強化するため、平成 25 年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する包括的な支援制度が開始されました。

○　また、生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であることについて、厚生労働省から「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号)」第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言がなされました。これを受け、本項目を計画に位置づけるものです。

○　生活困窮者自立支援制度では、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を最も重要な目標としており、新しい支援の形として、次ページの五つが示されました。

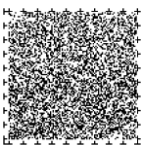

◆　**包括的な支援**

生活困窮者の課題は多様で複合的です。「制度のはざま」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応します。

◆　**個別的な支援**

生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施します。

◆　**早期的な支援**

真に困窮している人ほどＳＯＳを発することが難しいことがあります。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図ります。

◆　**継続的な支援**

自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供します。

◆　**分権的・創造的な支援**

主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造します。

○　市は、平成 27 年度から、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金の支給を開始し、平成 28 年度からは、子どもの学習支援事業を昭島市社会福祉協議会に委託して開始しました。また、平成 29 年度からは、生活困窮者などの支援に実績のある企業組合に事業（学習支援事業を除く。）を委託し、市内に「昭島市くらし・しごとサポートセンター」を開設するとともに、新たに家計相談支援事業を開始するなど、支援の実施体制を着実に整備してきました。

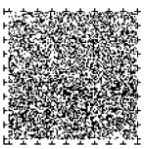

○　国は、人口 10 万人あたりの相談件数や、自立支援のためのプラン作成の目安値を設置しています。この目安値に関する平成 29 年度の市の状況は次のとおりとなっています。

《平成 29 年度生活困窮者自立支援事業の状況》

項　　目	国の目安値	昭島市の状況	目安値達成率
新規相談受付件数	325 件	267 件	82.2%
プラン作成件数	163 件	52 件	31.9%
就労支援対象者数	95 件	43 件	45.3%
就労・増収率	70%	63.4%	90.6%

※　新規相談受付件数　目安値達成率：新規相談受付件数/（対象地区人口 10 万人あたり 24 件/月）

※　プラン作成件数　目安値達成率：プラン作成件数/（対象地区人口 10 万人あたり 12 件/月）

※　就労支援対象者数　目安値達成率：就労支援対象者数/（対象地区人口 10 万人あたり 7 件/月）

※　就労・増収率：（就労・増収者のうち就労支援プラン作成者/就労支援対象者）なお、目安値は 70%

○　平成 29 年度においては、すべての項目において国の目安値を下回っています。経済状況や地域性も影響しますが、関係機関との連携や制度の周知など、適切な支援を受けることができていない人を自立相談支援につなげていくための継続的な取組が必要となっています。

○　相談者は、経済的困窮だけでなく、様々な困りごとや課題を抱えています。相談者が抱える複合的かつ複雑な課題を解決するためには、困窮に陥った根本の原因を明らかにして支援を行う必要があります。

○　相談員には、高い専門知識や技術、経験の蓄積など、一定の能力が求められることから、こうした取組の経験が豊富な企業組合に事業を委託しています。

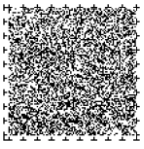

■　取組の方向性

○　国の目安値を、生活困窮者自立支援計画の基本指標として位置付け、これらの達成に向け、取組の推進に努めます。

○　「昭島市くらし・しごとサポートセンター」など行政の窓口に来所せず、行政につながっていない困窮者を適切な支援につなげるため、昭島市地域包括支援センターや昭島市子ども家庭支援センター、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカーなどの関係機関や事業者、作業所などの地域資源との連携体制の整備を図ります。

○　就労の支援については、ハローワークや市内企業との協力体制の構築を図り、就労を希望する人が望んでいる職種に就労できるように支援していきます。

○　今後の生活困窮者自立支援事業の展開については、任意事業のうち未実施となっている「就労準備支援事業」の開始について、具体的な検討を進めるとともに、事業の枠組みの中で、就労先の開拓につながる取組なども進めます。

基本的な視点５
地域における多様なバリアを軽減し、暮らしやすい環境をつくる

（昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針）

１　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

（１）　バリアフリーの推進

■　現状と課題

○　都は、平成７年に「東京都福祉のまちづくり条例（平成７年条例第 33 号)」を制定し、不特定かつ多数の人が利用する都市施設のうち、特定施設については、規則で定める種類及び規模に応じた整備基準への適合について届出を義務付けました。また、平成 21 年には、条例改正を行い、ユニバーサルデザインの理念に立った福祉のまちづくりを推進しています。

○　さらに、この条例に基づく計画で、都における福祉のまちづくりの基本となる、「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定し、地域における福祉のまちづくりの基盤整備などを計画に位置づけ、各施策の取組を進めています。

○　市においては、「東京都福祉のまちづくり条例」を遵守するとともに、「東京都福祉のまちづくり推進計画」の趣旨を十分踏まえ、同計画が目指す社会の実現につながるように、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めています。

◆　「東京都福祉のまちづくり推進計画」が目指す社会

- 一人ひとりの個性が大切にされる社会
- だれもが、安心して住み、暮らし続けることのできる社会
- だれもが、自由に移動でき、積極的に社会参加のできる社会

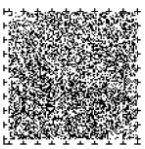

○　昭島市都市計画マスタープランでは、「人にやさしいまちをつくる」をまちづくりの目標の中に掲げ、道路、公園をはじめとする公共・公益施設など「まち」を構成している様々な要素についてバリアフリー化を図るなど、ユニバーサル社会の形成を目指すことを明らかとしています。

■　取組の方向性

○　市は、市民に最も身近な自治体として、地域の特性、ニーズに応じた福祉のまちづくりを推進するため、次の取組を「昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針」の目指すべき方向性に位置付けます。

◆　目指すべき方向性

①　市民の参加と連携の下、地域における福祉のまちづくりを推進する体制の整備に努めます。
②　地域の状況や市民ニーズの把握に努め、きめ細かい福祉のまちづくりの施策を展開していきます。
③　市が整備する都市施設については、ユニバーサルデザインの視点に立って計画を進めます。

○　引き続き、「東京都福祉のまちづくり条例」を遵守するとともに、「東京都福祉のまちづくり推進計画」の趣旨を十分踏まえ、高齢者、子ども、障害のある人などを始め、だれもが安心して住み続けられる、人にやさしい快適性を備えた生活空間の実現を目指します。

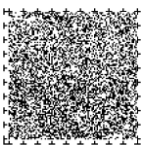

（２） ユニバーサルデザインの展開

■ 現状と課題

○ ユニバーサルデザインとは、米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス（建築家・デザイナー）らが提唱したことが始まりとされています。年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。

○ ロナルド・メイスらによって、次の七つの原則がまとめられています。

◆ ユニバーサルデザインの７原則

① だれにも公平に利用できること（公平性の原則）
② 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
③ 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
④ 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）
⑤ 必要な情報がすぐ理解できること（認知性の原則）
⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）
⑦ 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

出典：福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン

○　バリアフリーとの相違点としては、どちらも「すべての人の平等な社会参加の実現」というゴールを目指していますが、ユニバーサルデザインは、最初から誰にでも使いやすい環境づくりを目指し、生活弱者の不便さをなくしていくことを目指していたバリアフリーを内包し、発展させた考え方といえます。

○　ユニバーサルデザインは次のようなプロセス（過程）を重視します。

◆　計画の策定から実行までの各段階に利用者の声が反映されていること
◆　繰り返しによりデザインが進化していくこと
◆　結果だけでなく、改善の積み重ねを重視すること
◆　改善を継続していくために、多様な人の参画がある「仕組みづくり」が重要であること

出典：福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン

○　ユニバーサルデザインの考え方を基本として、「より安全に」「より安心して」「より快適に」暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めることが、まちづくりにおける大切な取組となっています。

■　取組の方向性

○　都では、「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン（平成 18 年 1 月発行）」を作成し、その中で五つの視点を設定しました。

○　市は、都市施設の整備などを行う場合は、ガイドラインに掲載されている次ページの表の記載項目を踏まえ、ユニバーサルデザインの視点からのチェックに努め、福祉のまちづくりの推進を図ります。

○　地域やまちづくりにおいて、ユニバーサルデザインの考え方が尊重されるように、その周知に努めます。

《ユニバーサルデザインガイドライン》

1　公　平　（だれもが同じように）

○　だれもが同じように施設や設備を利用できる。

- 高齢者や障害者、子ども、外国人などの多様なニーズを視野に入れている。
- 基本的にだれもが同じ動線で利用できる経路となっている。（特別な経路を設定していない。）
- だれもが差別感や疎外感を感じることなく、利用できるようになっている。
- いくつかの利用手段、使用手段があり、利用者が選択できるようになっている。

2　簡　単　（容易に）

○　利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に施設や設備を利用できる。

- 人の自然な動きに配慮し、分かりやすい配置や経路となっている。
- 施設や設備の利用方法が簡単で分かりやすいようになっている。
- 情報が、必要な場所で適切な方法により入手できる。
- 情報が、重要な順に分かりやすく提供されている。

3　安　全　（危険なく）

○　特別な注意を払わなくても、危険なく施設や設備を利用できる。

- だれにとっても、危険なものや場所がないように配慮されている。
- 設備・器具等が安全に操作、利用できるようにつくられている。
- うっかりミス等があっても、危険がないように配慮されている。

4　機　能　（使い勝手よく）

○　使い勝手よく施設や設備を利用できる。

- どのような体格や身体機能の人にも、利用しやすいスペースや大きさとなっている。
- 押しボタン等の操作系設備の配置は自然な姿勢や動作で利用できるように配慮されている。
- 設備・器具等が、少ない力や自然な動作で利用できるように配慮されている。

5　快　適　（気持ちよく）

○　気持ちよく施設や設備を利用できる。

- だれにでも快適さや心地よさが感じられるよう、素材や色使い等が配慮されている。
- 施設全体や周囲との調和に配慮した魅力あるデザインとなっている。
- 生活の豊かさが感じられるような質感の高いデザインとなっている。
- だれもが疎外感を感じることなく、気持ちよく利用できるようになっている。

出典：福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン

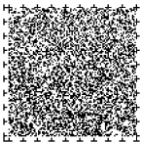

（３） 心のバリアフリーと情報のバリアフリーの推進

■ 現状と課題

○ すべての人は、年齢、性別、国籍、個人の能力などに関係なく、自立した日常生活を営み、自由に移動し、平等に社会参加する権利を有しています。こうした権利を保障して行くために、バリアフリーの推進など物理的な環境の整備に努めていますが、これに加えて、意識啓発や情報提供の充実などによって、様々なバリア（社会障壁）を取り除く必要があります。

○ 様々なバリアにより社会参加が困難となる人に対しては、そのバリアに応じた適切な配慮を行うことにより、平等に社会参加ができる機会を提供するように努める必要があります。

○ バリアを取り除くためには、施設や設備などのハード面や様々な手段による情報提供などの環境を整備することが基本となります。

○ さらに、ハード面の整備に加え、困っているときにお互いに助け合い、支え合おうとする配慮や気遣い、支援を必要とする人への理解を深め、偏見や差別を無くしていく「心のバリアフリー」を進めて行くことが大切です。
「心のバリアフリー」は、だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進める基本となります。

○ 一方、情報については、様々な媒体や手法により提供されていますが、提供の仕方次第では、高齢者や障害のある人にとって入手が難しくなる場合もあります。また、社会生活の中では、様々な場面で、相手とのコミュニケーションが必要となりますが、情報収集が困難な人の中には、外見からはそのことがわかりにくい人もいます。さらには、災害時などに、必要な情報を入手できないことは、避難に支障をきたし、適切な支援が受けられないことにもつながります。

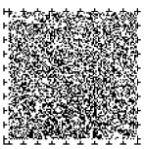

○　情報を得ることが困難な人たちの意見を踏まえ、だれもが容易に情報を入手し、発信できるよう配慮に努めることで、平等な社会参加を可能にして行くことが「情報のバリアフリー」の目的です。

■　取組の方向性

○　市民のだれもが「心のバリアフリー」を正しく理解し、それぞれのニーズに応じた適切な配慮が自ら実践できるように、情報の提供や周知に努めます。

○　市民のだれもが、相互に尊重し、思いやることができ、地域で困っている人を見かけたときには、自然に気遣い、声をかけて、協力して支え合い、また、困っている人からも支援を求めやすい地域の実現を「心のバリアフリー」推進の目標とします。

○　市民のだれもが、安全で、安心して、快適に過ごせる、福祉のまちづくりを進めるため、「情報のバリアフリー」をより一層進めていきます。

○　特に、行政は、様々な情報の発信者となることから、「情報のバリアフリー」の担い手となり、積極的な取組に努めます。

○　市民のだれもが、あらゆる場面で、必要な情報を適切な時期に、容易に入手できる環境の整備を「情報のバリアフリー」推進の目標とします。

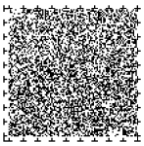

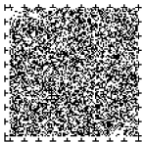

第５章　計画の推進

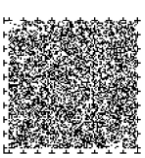

1　推進体制

○　本計画は、市が「社会福祉法」に基づき初めて策定した地域福祉計画です。本計画に掲げた基本理念の実現に向け、計画策定をスタート時点として、計画に基づく「取組の方向性」についてＰＤＣＡサイクルを繰り返しながら、より高い次元へ到達できるように不断の努力を続けていきます。

○　市では、地域住民、地域の様々な団体や関係機関、地域福祉に関連する専門家や事業者などとの連携を深め、検討と実践を積み上げながら、本計画の質を高め、地域共生社会の実現を図ります。

○　本計画の取組は、福祉、保健、医療、教育、労働など、様々な分野にわたっています。それぞれの担当部署において、主体的で、効果的な取組が進められるように、庁内の連携体制の更なる強化を図り、計画の総合的な推進に努めます。

○　すべての職員が、本計画の内容について正しく理解し、各自の職務を適切に遂行できるように、職員の研修体制の強化を図ります。

○　本計画の取組に関しては、国や都の制度を活用しているものも少なくありません。こうした制度に関する動向に注視し、また新しい情報の収集に努め、地域福祉の推進に効果がある取組については、積極的な検討を進めます。

○　また、地域福祉の推進に関し、市民に密着した地方公共団体としての立場から、国や都に対し、機会を捉え、財政的な措置も含め、必要な取組についての要望を実施していきます。

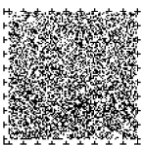

２　進行管理

○　本計画については、計画の基本指標（34・35ページ参照）を活用し、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を実施します。

○　本計画の見直し時に、本計画の進捗状況を把握し、分析し、評価して、次期計画の改定につなげていきます。

○　また、計画期間中においても、計画の見直しが必要となった場合は、総合的な見地から、適切な対応を図ります。

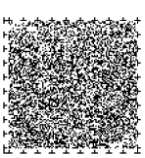

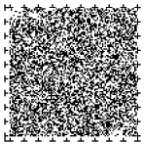

資料編

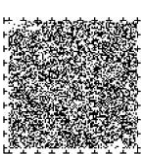

1　策定経過

年月	会議名	内容
平成 29 年 7 月 25 日	庁内検討委員会 （第 1 回）	1　地域福祉計画の概要と必要性 2　アンケート調査について
平成 29 年 8 月 24 日	地域福祉計画審議会 （第 1 回）	・会長、副会長の選出 ・市長より諮問 1　地域福祉計画の策定方針について 2　市民アンケート結果について
平成 29 年 9 月 28 日～ 10 月 16 日	「昭島市地域福祉計画」策定に向けた地域福祉に関する市民アンケート	・市内在住者　3,000 名　無作為抽出
平成 30 年 1 月 19 日	庁内検討委員会 （第 2 回）	1　市民アンケートの集計結果について 2　市民ワークショップの実施について
平成 30 年 2 月 6 日	地域福祉計画審議会 （第 2 回）	1　市民アンケートの結果報告について 2　市民ワークショップの実施について
平成 30 年 5 月 13 日	昭島市地域福祉計画に関する市民ワークショップ	1　基調講演 2　グループワーク 3　意見交換
平成 30 年 5 月 28 日	庁内検討委員会 （第 3 回）	1　市民ワークショップ実施報告について 2　昭島市地域福祉計画の構成について 3　基本理念について 4　基本目標について 5　計画の圏域設定について
平成 30 年 6 月 12 日	地域福祉計画審議会 （第 3 回）	1　市民ワークショップ実施報告について 2　昭島市地域福祉計画の構成について 3　基本理念について 4　基本目標について 5　計画の圏域設定について
平成 30 年 8 月 24 日	庁内検討委員会 （第 4 回）	1　計画書素案（第 1 章から第 3 章）について 2　計画書素案（第 4 章）について 3　計画書素案（第 5 章）について

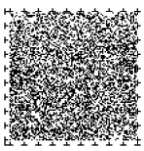

年月	会議名	内容
平成 30 年 9 月 5 日	地域福祉計画審議会 （第４回）	1　基本理念の決定について 2　計画書素案（第 1 章から第 3 章）について 3　計画書素案（第 4 章）について 4　計画書素案（第 5 章）について
平成 30 年 10 月 22 日	庁内検討委員会 （第５回）	1　地域福祉計画素案について 2　パブリックコメント手続きの実施について
平成 30 年 11 月 20 日	地域福祉計画審議会 （第５回）	1　地域福祉計画素案について 2　パブリックコメント手続きの実施について
平成 30 年 12 月 17 日 ～平成 31 年 1 月 16 日	パブリックコメントの実施	・意見の提出　個人１　団体１ ・寄せられた意見の数　12 件
平成 31 年 1 月 25 日	庁内検討委員会 （第６回）	1　パブリックコメントの結果について 2　資料編について 3　地域福祉計画答申について
平成 31 年 2 月 5 日	地域福祉計画審議会 （第６回）	1　パブリックコメントの結果について 2　資料編について 3　地域福祉計画答申について

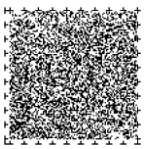

２　昭島市地域福祉計画審議会条例

（設置）

第１条　昭島市の福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための地域福祉計画を策定するため、昭島市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

（組織）

第３条　審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

（１）　学識経験のある者　２人以内

（２）　関係行政機関の職員　３人以内

（３）　地域福祉に関係する団体の代表者　４人以内

（４）　公募による市民　３人以内

２　市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

３　委員の任期は、前条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、必要に応じて会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会長は、審議会の議長となる。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

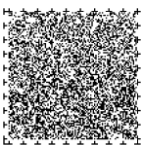

（意見聴取等）

第６条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第７条　審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成 10 年昭島市条例第２号）第９条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。

以下略

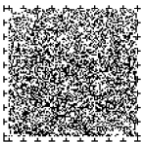

委員名簿

名　　前	選出区分	所属団体等
◎　福　島　　忍	学識経験者	目白大学人間学部
○　蓮　村　　幸　兌	学識経験者	昭島市医師会
内藤　千鶴枝 八戸　和子 （平成30年度）	関係行政機関職員	ハローワーク立川
河西　あかね	関係行政機関職員	多摩立川保健所
笠井　華英	関係行政機関職員	立川児童相談所
栗原　照子	地域福祉に関係する団体の代表者	昭島市民生委員・児童委員協議会
宮田　次朗	地域福祉に関係する団体の代表者	昭島市自治会連合会
細谷　訓之	地域福祉に関係する団体の代表者	昭島市社会福祉協議会
樋熊　さとみ	地域福祉に関係する団体の代表者	社会福祉法人　同胞互助会
半澤　知子	公募による市民	
両角　美映	公募による市民	
石見　佳子	公募による市民	

◎会長　○副会長　　（敬称略）

３　昭島市地域福祉計画策定庁内検討委員会要綱

（設置）

第１条　昭島市地域福祉計画の策定に関し、総合的な調整を図るため、昭島市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討する。

（１）　昭島市地域福祉計画の策定に関すること。

（２）　その他地域福祉の推進に関して必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員 12 人をもって組織する。

２　委員長は保健福祉部長の職にある者を、副委員長は子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

３　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第４条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

２　委員長は、委員会の議長となる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、生活福祉課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 29 年６月 20 日から実施する。

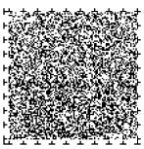

別表

1	企画部企画政策課長
2	市民部生活コミュニティ課長
3	保健福祉部生活福祉課長
4	保健福祉部障害福祉課長
5	保健福祉部健康課長
6	保健福祉部介護福祉課長
7	子ども家庭部子ども子育て支援課長
8	子ども家庭部子ども育成課長
9	都市整備部管理課長
10	都市計画部都市計画課長
11	学校教育部庶務課長
12	生涯学習部社会教育課長

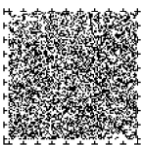

４　「昭島市地域福祉計画」策定に向けた地域福祉に関する市民アンケート結果概要

（１）　調査目的

市内在住者の地域福祉に関連する意識等を把握し、「昭島市地域福祉計画」を策定するための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

（２）　調査方法及び結果

郵送にて配布・回収を行ないました。また、若年層の回収率を向上させるため、アンケート調査票にＱＲコードを印刷し、ＷＥＢ（インターネット）による回答を併用しました。

対象人数	市内在住者３，０００名
抽出方法	平成 29 年９月 27 日現在に住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の市民を対象に、無作為抽出を行いました。
調査期間	平成 29 年９月 28 日（木）～10 月 16 日（月）
回収数	1,292 票（43.1％）

（３）　調査内容

下記の内容について設問を設定しました。

１）回答者の属性

２）地域での日常生活について

３）地域活動や地域での問題・課題について

４）福祉に関して自分やご近所の方が困ったときの対応について

５）市福祉に関する取組について

また、調査結果を「「昭島市地域福祉計画」策定に向けた地域福祉に関する市民アンケート結果報告書」に取りまとめました。

５　昭島市地域福祉計画に関する市民ワークショップの結果概要

（１）　開催目的

「昭島市地域福祉計画」の策定に向けて、地域福祉について市民の意見を伺うために開催しました。

（２）　参加者募集方法

ワークショップ参加者は広報等で募集し、当日は 24 人のかたに参加いただきました。

（３）　内容

平成 30 年５月 13 日（日）午前９時半から３時間にわたって開催しました。

■基調講演

「地域福祉計画について」と題し、地域福祉計画の法的位置づけや計画に盛り込む内容について、目白大学人間福祉学科 福島忍 准教授にお話しいただきました。

■グループワーク

参加者は四つのグループに分かれ、「福祉に関連して困っている人に対して、地域でどのような手助けを行えるか」を約１時間半に渡って意見交換を行いました。

グループワークでは、困っている内容として、高齢者や障害をお持ちの方の日常のちょっとした作業の手伝いや介護、子育て、ご近所づきあいなどが挙げられました。

また、これらの困りごとをお持ちの方への手助けとして、居場所づくりや相談窓口などの困ったときの受け皿を作ることや、困ったときに手を差し伸べる人材の育成、支援体制づくりやネットワーク化などが挙げられました。

■意見発表及び講評

グループで話された内容を、各グループの代表者から発表していただきました。

福島准教授からは、皆さんの発表をうけて、受け皿などの社会資源を地域に作っていくことが一つの大きなポイントであること、楽しみながら自分のためにもなる取り組みが人材育成のきっかけとなり、団塊の世代の方たちの「地域デビュー」が大きな可能性を秘めているのではないか。といった講評をいただきました。

６　用語集

あ行

【愛の手帳】（P.19）

知的障害のある人の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、都が「東京都愛の手帳交付要綱」に基づき独自に交付する手帳。同様の制度として、国の療育手帳がある。障害の程度により１度から４度の区分（１度が最重度）で交付され、この手帳を持つことで、各種の福祉サービスや援助を活用することができる。

【あきしま地域福祉ネットワーク】（P.44）

保健・福祉・医療のネットワークであり、介護保険事業者連絡会としての機能も有する団体。事業者が中心となり、全体での講演会や研修会の開催、また業種ごとの部会活動、災害時や退院・退所時の連携等についての委員会活動、資格取得に向けた勉強会なども行っている。事務局は昭島市社会福祉協議会に設置。

【昭島ふれあいほっとサロン】（P.58）

昭島市社会福祉協議会が実施するサロン活動（用語集 P.101）への支援事業。平成 25 年 10 月より実施。

【アセスメント機能】（P.42）

ソーシャルワーク（社会福祉における課題解決にむけた実践的な活動）における、対象者に対する情報収集と、それによる客観的な評価を行う機能。

【ＮＰＯ】(P.3,58,60,61)

Non Profit Organization の略。特定非営利活動法人などと訳され、非営利（利益があがっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てる）で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体。

【オンブズパーソン】(P.45)

語源はスウェーデン語で、『市民に代わって権利を擁護する代理人・代弁者』のことをいう。市民の市政に関する苦情を、公正・中立な立場で申立人に代わり迅速に解決し、市民の権利利益を擁護する職務又はその制度。

か行

【介護保険】(P.8,41,60,66,68)

社会保険の仕組みにより高齢者の介護を保障する制度。介護が必要になった高齢者を社会全体で支えていくために平成12年４月にスタートした。

【介護予防ケアマネジメント】(P.18)

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、対象者の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業。

【過重労働】(P.70)

時間外労働や休日労働、過大なストレスなど過度な負担が連続する労働のこと。過労死や脳・心臓疾患、精神障害等を引き起こすこともあり、国は「過重労働解消キャンペーン」を実施し働き方の改善に関する啓発活動等を進めている。

【虐待】（P.15,33,45,46,49,50,51）

むごく取り扱われ、残酷な待遇に置かれる状態を指し、家庭や職場等のあらゆる場所で発生する可能性がある。

児童に対する虐待は主に４種類（身体的、性的、ネグレクト、心理的)、高齢者や障害のある人への虐待は主に５種類（身体的、性的、ネグレクト、心理的、経済的）に分類されている。

【圏域】（P.31,88）

地域福祉を推進するにあたって効果的な、地域住民の生活に即した、あるまとまりを持った範囲。

【権利擁護】（P.33,34,45,46,48,50,58）

判断能力が不十分なために権利侵害を受けやすい認知症患者や、知的障害者、精神障害者などの代わりに代理人が権利を表明することにより、権利の侵害を排除し、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守ること。

また、社会福祉協議会では、「本人が地域（社会）の中で、さまざまな人に支えられたり、支える立場になったりしながら、自分の存在が価値あるものと認識でき、本人が主体となって生きて行くこと」と定義し、個別ケースの支援に福祉のまちづくりの視点を加え、権利擁護関連事業に取り組んでいる。

【コーディネート機能】（P.33,42,59）

地域のニーズや地域資源の状況を把握した上で、地域の様々な主体のネットワーク化を図り、担い手の育成やサービスの開発などにより地域づくりを進め、地域での受け皿とニーズを適切に組み合わせることにより、課題の解決を図る機能。

【子育て世代包括支援センター】（P.41,49,51）

妊産婦及び乳幼児並びにその保護者にとって良好な生育環境の実現・維持を図ることを目的として、妊娠初期から子育て期にわたり、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない包括的な支援を行う機関。

【子ども家庭支援センター】（P.15,45,49,51,74）

子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、相談内容に応じて必要な子育てサービスの紹介や専門機関につなげるなどの支援を行なう機関。

【子ども食堂】（P.39）

家庭の事情等により、おなかをすかせていたり、一人でごはんを食べたりしている地域の子どもたちに、無料または低額で食事を提供する取組、又は提供するコミュニティの場。

【コラボレーション】（P.30,32）

さまざまな分野で活動する人や団体が協力して作業を行うこと。共同作業。合作。

さ行

【サロン】（P.33,34,38,39,40,58）

高齢者をはじめ地域のだれもが気軽に立ち寄って、お茶を飲んだり食事をしたり、趣味の活動をしたり、体操やゲーム・スポーツ等健康づくりを行う等、様々な活動を行う集まり・居場所。

【自助・共助・公助】(P.3,43)

「自助」は、自分のことは自分で面倒を見ること、「共助」は近隣や地域など身近な人たちがお互いに助け合うこと、「公助」は国や自治体等の公的機関による支援のこと。

【児童相談所】(P.49,92)

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関。

【市民後見人】(P.33,34,48,49)

弁護士等の専門家でない市民が後見人としての知識等を身に着け、介護サービス利用契約の支援などを中心に成年後見の担い手として活動する制度。

【社会福祉協議会】(P.26,33,34,38,40,45,46,47,48,58,59,61,72,92)

「社会福祉法」により設置された、社会福祉活動の推進を目的とした民間組織。一般に社協と呼ばれている。全国社協、都道府県社協、市区町村社協があり、地域福祉権利擁護事業や生活福祉資金の貸し付けのほか、各種の福祉サービスや相談援助サービスなど、地域福祉の向上に取り組んでいる。

【ショートステイ】(P.66)

児童・高齢者・障害のある人の心身の状況や病状、家族の病気等のため一時的に養育・介護をすることができない場合や、家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護・支援などを受けるサービス。

【身体障害者手帳】(P.19)

身体に障害のある人が、「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15 歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となる手帳。障害の程度により身体障害者手帳の等級は１級～６級に分かれている（１級が最重度)。

【スクールソーシャルワーカー】(P.15,74)

児童・生徒及びその家庭が抱える様々な問題に対して、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて支援等を行う専門家。

【生活支援コーディネーター】(P.60,74)

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

【精神障害者保健福祉手帳】(P.20)

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約のある人を対象として交付する手帳。障害の程度により１級～３級に分かれている（１級が最重度)。また、身体障害者手帳や愛の手帳と異なり、２年ごとに更新の手続きが必要。

【成年後見制度】(P.33,46,47,48,58)

障害や認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の生命、身体、自由、財産などの権利を保護するための制度。自らの意思で後見人を選定する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選定を申し立てる「法定後見」があり、後見人が本人に代わり、家財管理や福祉サービスの申請などを行う。

【前期・後期高齢者】（P.16,62）

前期高齢者は 65 歳以上 75 歳未満、後期高齢者は 75 歳以上の高齢者を指す。

た行

【団塊の世代】（P.62,97）

第二次世界大戦後の主に 1947 年（昭和 22 年）から 1949 年（昭和 24 年）生まれの世代のことをいう。出生数がその前後の世代と比較して多くなっている。

【地域元気ネットワーク事業】（P.58）

昭島市社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービスで、民生委員・児童委員の協力により、登録者（70 歳以上の単身世帯）の災害時の安否確認や情報把握を行う。

【地域コミュニティ】（P.65）

地域住民が生活している場所で、さまざまな活動を行いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、又はその集団。地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

【地域福祉コーディネーター】（P.40,59,60,74）

多様な福祉課題や地域のニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会、福祉施設等と連携し、主体的な地域活動をサポートしながら、課題の解決を図る「つなぎ役」を担当する、地域福祉の知識・技術・能力を備えた専門職。

【地域包括ケアシステム】（P.51）

高齢者が住みなれた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざま支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を継続的かつ包括的に提供する仕組み。

【地域包括支援センター】（P.18,31,35,41,42,45,47,50,51,63,64,74）

地域住民の心身の健康の維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関。高齢者への総合的な生活支援の窓口となっており、市区町村又は市区町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士の専門職が配置されている。

【デイサービス】（P.66）

昼間に日帰りで利用できる通所介護サービスのこと。入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練などが提供される。介護サービスだけではなく、障害者の日常生活や、地域生活などを支援する生活介護や障害のある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能を備えた放課後等デイサービスなどもある。

【東京都福祉人材センター】（P.56）

「社会福祉法」に基づき東京都知事の指定を受けて、東京都社会福祉協議会が運営するセンター。福祉人材の確保・育成に向け、就職面接会等の開催、福祉業界への就労を希望する人などに向けた各種資格取得の支援、福祉業界での就職・再就職を目指す人への求職支援を実施。

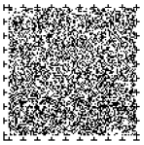

な行

【難病】（P.20,33,68）

原因も治療法も医学的に確立しておらず、かつ経過が慢性にわたり、経済的にも介護の上でも家族に負担の大きい疾病。厚生労働省では特定疾患という用語を使い、医療費の助成対象とする難病を定めているが、都では、独自に対象疾患を加えている。

【認知症】（P.2,38,45,46,49,51,53）

正常に働いていた脳の機能が、変性疾患や脳血管障害によって低下し、記憶や思考などへの影響がみられ、６か月以上にわたって、日常生活に支障をきたしている状態。

は行

【ハラスメント】（P.70）

ハラスメント(Harassment)は英語で「嫌がらせ」という意味。他者に対する発言や行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること、又はそうした行為。

【バリア】（P.7,30,32,33,35,75,76,78,80,81）

障害のある人や高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的障害、情報の入手のしにくさなどを指す。

【避難行動要支援者】（P.43,44）

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

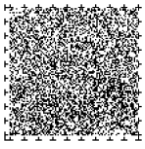

【ＰＤＣＡサイクル】(P.84,85)

品質改善や、業務改善活動などで広く活用されているマネジメント手法の一つ。「計画（Plan)」「実行（Do)」「評価（Check)」「改善（Act)」のプロセス順に実施していく。

【防災拠点型地域交流スペース】(P.44)

社会福祉施設等に設置される地域交流スペースで、平常時には、地域に密着した独自の事業を実施するための多目的スペースとして活用し、災害時には防災対策に活用するスペース。

【ホームヘルプサービス】(P.66)

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事など、生活全般にわたる援助を行う。介護が必要な高齢者に対する訪問介護、障害者に対する居宅介護のほか、児童養育家庭や産前・産後の母親に対する支援など、様々な形態がある。

【ボランティア】(P.3,26,33,35,40,53,54,58,59,60,61,63,64,65)

無償で自発的に社会活動に参加したり、技術や知識を提供したりする人、またはその活動。社会福祉、教育、環境保全、保健など、社会全般を対象とする。①自分からすすんで行動する（自主性・主体性)、②ともに支え合い、学び合う（社会性・連帯性)、③見返りを求めない（無償性・無給性)、④よりよい社会をつくる（創造性・開拓性・先駆性）の四つの原則がある。

や行

【要配慮者】(P.44)

用語集「避難行動要支援者」の項（P.106）を参照のこと。

ら行

【老人クラブ】（P.25,61,62,63,64）

おおむね60歳以上の高齢者が、身近な地域を基盤として、自主的に参加・運営する組織。仲間づくりを通して、生きがいづくりや健康づくり、生活を豊かにする活動などを行い、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努めることを目的とする。

わ行

【ワークショップ】（P.38,39,40,43,54,55,56,88,96）

元々は作業場、工房の意味だが、現在では様々な分野で、多様な人々が集まり自由な立場で意見交換を行う会議形式のこと。また、体験型の学習を指す場合もある。

昭　島　市　地　域　福　祉　計　画

（平成３１年度～平成３５年度）
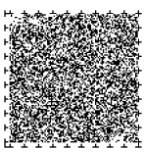
発行年月　平成 31 年 3 月
発　　行　昭島市
編　　集　昭島市保健福祉部生活福祉課
〒196－8511　東京都昭島市田中町1－17－1
電 話　042－544－5111（代表）
ＦＡＸ　042－546－8855